

第1回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年9月12日（水）14:00～17:00

○場所 中央合同庁舎5号館共用第6会議室（3階）

○出席者

委員

山縣座長 松本副座長 井上委員 奥山委員 熊川委員
佐藤代理（清水委員代理） 浜田委員 松本委員 宮島委員

事務局

濱谷子ども家庭局長 藤原内閣官房審議官 長田総務課長
成松家庭福祉課長 宮腰虐待防止対策推進室長
國松虐待防止対策推進室長補佐

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は相澤委員、安部委員、清水委員、藤林委員、増田委員から欠席の御連絡をいただいております。

本ワーキンググループにつきましては、8月3日に開催されました第24回「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」におきまして、平成28年の改正児童福祉法の附則の検討規定等を踏まえまして、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討を行うため、専門委員会のもとに設置されました。

また、座長は山縣委員に、座長代理は松本委員に務めていただくことで御了解をいただいております。

事務局から、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。名簿の順にお名前を申し上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、井上委員でございます。

江口委員でございます。

奥山委員でございます。

熊川委員でございます。

浜田委員でございます。

松本座長代理でございます。

宮島委員でございます。

山縣座長でございます。

なお、今回、全国知事会から御推薦をいただいております清水委員から、代理出席の御希望がございました。団体を代表して御就任いただいている委員の代理出席につきましては、その取り扱いを確認させていただければと思います。代理出席につきましては、事前に座長の了解を得た上で代理の方が出席して発言することとなっております。本日は事前に山縣座長の御了解をいただき、清水委員の代理として、山口県健康福祉部子ども・子育て応援局子ども家庭課主幹の佐藤様に御出席をいただいております。

事務局の紹介につきましては、座席表をご覧くださいことで代えさせていただきたいと思っております。また、本日、公務の関係で遅れて出席あるいは途中の出入りがありますことを、あらかじめ御了承いただければと思います。

恐れ入りますが、カメラの撮影につきましてはここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○國松室長補佐 それでは、これより先の議事につきましては、山縣座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山縣座長 それでは、第1回のワーキングを開催したいと思います。先ほど、事務局から紹介いただきましたけれども、座長を仰せつかっております山縣と申します。お隣は松本委員です。一緒によろしくお願いをしたいと思います。

まず、最初ですけれども、資料の確認からお願いをしたいと思います。

どうぞ。

○奥山委員 今、団体の代表で出ておられる方は代理の委員を出せるというお話だったのですけれども、委員の構成表だけ見ると、どの団体を代表されているのかが全然書かれていないので、委員の構成表の中にどの団体を代表して来てくださっている方なのかを入れていただいたほうが、わかりいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○山縣座長 了解しました。次回からその形で準備をお願いしたいと思います。

○國松室長補佐 次回からそのように反映をさせていただきたいと思っております。

○山縣座長 わかるだけの話なので、ほかには特に異論はないですね。よろしくお願いたします。

○國松室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。現在、厚生労働省では働き方改革の一環として、審議会等のペーパーレス化の取り組みを推進しております。本日は、お手元にありますタブレットを活用して御協議いただきたいと思います。簡単にはなりますけれども、タブレット端末の操作方法について御説明をさせていただきます。

お手元のタブレットの画面をご覧くださいければと思います。現在、マイプライベートファイルという画面が開かれていると思っておりますけれども、この中に全部で16種類の

PDFファイルが保存されてあります。本日は、このファイルを御活用いただいて御審議いただければと思います。

資料の構成としましては、議事次第、資料1から資料6、構成員提出資料、参考資料1から6となっております。

このほか、委員の先生方におきましては、机上配付資料としまして、8月3日に開催されました第24回「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」の議事録を配付させていただいております。

タブレットのほうですけれども、お試しに上から2番目にあります「02.資料1ワーキンググループの設置について」というファイルをタッチしていただければと思います。指でタッチしていただいても、お手元にご覧いただけます黒いペンでタッチしていただいても構いません。タブレットをタッチしていただきますと、表示されたところですが、画面を拡大する場合にはスマートフォンと同じ要領になるのですが、2本指で指を開いていただくと画面が拡大されます。同じく画面を縮小するときは2本指でつまんでいただくと画面が縮小されます。

ページのめくり方ですけれども、指でスライドさせていただいても構わないのですが、ページ単位で動かすときには、下にアイコンが青い文字で提示されているのですが、右から2番目のアイコンを押していただくと、ページごとスライドするという形になってございます。逆に、右から3番目のアイコンをタッチしていただくと、ページごと前のページに戻るという構成になってございます。同じく画面の左上に青い文字でマイプライベートファイルと書かれてございます。こちらをタッチしていただくと、最初の16種類のファイルが保存されている画面に戻ります。

簡単ではございますけれども、その他、操作方法でわからなくなりました際には、随時その場で挙手をいただければ、事務局のほうで対応させていただきますので、遠慮なくお申しつけください。お手元には紙媒体のほうもあわせて配付させていただいております。

事務局からは以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、事務局の説明にもありましたように、操作方法等については必要があれば、また挙手をお願いをしたいと思います。

それでは、議題に従いまして、本日の会議のほうに入っていきたいと思います。議事は大きく1つしか書いてありませんけれども、進め方としては最初に全般的な部分について説明をいただき、少し意見交換をするという段階です。

その後、大きく3つの課題があると言われておりますので、その中の児童相談所の業務の在り方と要保護児童の通告の在り方について、本日は集中的な御意見をとっております。本日のみではなく、次回以降も必要に応じてこの議論も継続していくということになります。

それでは、事務局のほうから概要を説明いただきたいと思います。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 児童虐待防止対策推進室長でございます。

まず、事務局より今後のスケジュールについて御説明をさせていただきまして、その後、検討事項に関してこれまでの御議論の紹介、それから最新のデータ等について

御説明をさせていただければと考えてございます。

まず、スケジュールについて御説明をさせていただければと思います。資料3をご覧いただければと思います。1枚紙になってございまして「今後の検討スケジュール（案）」と書かれている資料にございます。

8月3日の専門委員会の際には、法律の検討期限が今年度末ということで、少し長目の検討スケジュールをお示しさせていただいておりましたが、今回お示しさせていただいた案では、年内にワーキングで意見取りまとめをいただくという形で、再度整理をさせていただいております。委員の先生方には御多忙の中、御対応をいただくことになり恐縮ですけれども、本日も含めまして年内6回ということで、案を示させていただいております。

事務局のイメージといたしましては、第5回目に素案をお示しさせていただいて、第6回目に取りまとめということができればと考えてございます。したがって、第1回から第4回までの間で、検討事項について少なくとも一通り御議論をいただければと考えてございます。

先ほど、山縣座長からもお話がございましたが、本日はこの後、全体についての御議論を前半にいただいて、後半あるいはもう少し次回も含めまして、児童相談所の在り方、通告の在り方、こういった部分について御議論をいただければと思っております。

続きまして、検討事項につきまして、これまでの経緯等も含めて御説明をさせていただければと思います。8月3日の専門委員会でもお示しをいたしましたけれども、大きく3点御検討をいただきたい事項があると考えてございます。

資料2をご覧いただければと思います。こちらは8月3日の専門委員会でもお示しした資料になりますけれども、1つ目が児童相談所の業務の在り方、2つ目が要保護児童の通告の在り方、3つ目が児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策となっております。

ワーキングにおいて御議論をいただくことになっております、この検討事項にも書いてございます平成28年の児童福祉法の改正法附則でございますが、もともと平成28年の児童福祉法改正に当たりましては、社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会、こちらで報告・提言をいただいております。その報告自体は、本日は参考資料1でおつけをしております。この報告に記載されている事項のうち、平成28年の法改正で対応をした事項もございしますが、対応し切れなかったものということで、この3点が検討規定として残されていると認識をしております。

また、この専門委員会の後、厚生労働大臣のもとに設置されました新たな社会的養育の在り方に関する検討会、こちらとあわせて設置をされました子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキング、こちらで平成29年の2月から7月にかけて、今回検討規定になっております議題についても御議論をいただいております。その際の御意見については参考資料2としておつけをしております。

さらに、参考資料3として、今、申し上げました、新たな社会的養育の在り方に関する検討会で、平成29年8月にまとめられました「新しい社会的養育ビジョン」、こちらでも検討事項に関して御指摘をいただいているところでございます。

参加の皆様方はよく御存じの方も多いかと思いますけれども、これまでの議論について簡単に御紹介をさせていただければと思いますので、今、申しあげました参考資料1、参考資料2、参考資料3を使いまして御説明をさせていただければと思います。

最初の1点目の児童相談所の在り方、とりわけ機能分化という部分に関してでございます。参考資料1の12ページ「(7) 児童相談所の強化のための機能分化」という項目をご覧くださいければと思います。

3行目あたりなのですけれども、児童相談所の保護機能と支援機能を同一機関が担うことによって、保護後の保護者との関係を考慮する余り必要な保護が躊躇されること、あるいは親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が円滑に進まない、こうした問題点を御指摘いただいております。

同じく12ページの下から10行目あたりになりますけれども、具体的な方向性といたしまして、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置し、さらに通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネジメントを行う機能を別の機関で行う体制整備をするといった御提言、このほか、小規模自治体の児相では同じ機関の中で組織の分離を図ることや、複数機関へ分離することによって、はざまに落ちるケースもあるということで、留意が必要だという御意見も記載をされているところです。このほか、14ページ、15ページにも詳細な記載がございます。

続きまして参考資料2、子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキングの御議論をご覧くださいければと思います。

前後して恐縮ですが、2ページ目の「2. 児童相談所の業務の在り方について」の項目をご覧くださいければと思います。一番上の◆でございますが、調査保護機能と支援マネジメント機能を分けることが必要ではないかという御意見。

それから3ページの上から2つ目でございますが、今後は市町村が支援を行うということを前提に、児童相談所はどうかかわっていくかを考えていくべき、あるいは上から7つ目の◆でございますが、機関を分離するのではなくて児童相談所長のもとで機能を分離すべき、一番下から2つ目の◆といたしまして、介入するときは支援を念頭にやっております別のものではない、一番下の◆として、問題があるから機関を分けるとの意見ですので、所内の分離で大丈夫だと言えるような理屈が必要だという、こうしたさまざまな御意見をいただいているところでございます。

このほか、参考資料3「新しい社会的養育ビジョン」におきましても、17ページの「2) 児童相談所の機能分化」といったところにも、専門委員会の報告書でもいただいているような記載、あるいは機能分化されている児童相談所の調査を行うべきだといった御指摘もいただいているところでございます。また、参考資料3の52ページの「3) 児童相談所の機能分化」にも記載をいただいているところでございます。

これまでの御議論、意見をピックアップして御説明をさせていただきましたが、今後の子ども家庭相談支援におけるケースワークのあり方を考えていく上で、介入と支援の機能分化に関する視点として、1つは新たな機関の設置についてどう考えるか、2つ目といたしましては児童相談所の中での機能分化をどう考えるかという視点、3つ目といたしまして市町村・都道府県といった形での地域での役割分担をどう考える

かという3つの視点があったかと考えてございます。ほかにもいろいろ御議論はあるかと思いますが、ごくかいつまんで整理をさせていただきました。

続いて、2点目の通告の在り方についてでございます。また、参考資料1に戻っていただきまして、13ページをご覧くださいいただければと思います。

2段落目あたりになりますけれども、通告や相談対応件数が増加している中、効率的な初期対応を行うためには、窓口を一元化し緊急性の判断等を行うとともに、初期対応機関を児童相談所、市区町村等に振り分ける機能を有する通告受理機関を整備する必要があること。

通告受理機関は現在の児相設置自治体に最低1カ所程度、中央の児相内の設置も可能とすること。

また、情報共有のシステムの構築も検討すべきであること。

こうした体制整備では市区町村に通告・相談は妨げないが、情報共有のためにあわせて通告受理機関に通知することなどを御提言いただいております。

また一方で、電話対応だけでは的確な判断が困難ではないか、初期対応まで一続きとすべきなどの御意見もあったという旨の記載もございます。

参考資料2、人材確保ワーキングでの御議論を再度ご覧いただければと思います。1ページ目の2つ目の◆といたしまして、こうしたトリアージ機関には専門的な訓練を受けた人を配置する必要があること、3つ目の◆といたしましては情報共有をしていくことの重要性、下から3つ目の◆でございますが、トリアージは児相がやるべきという御意見、その下には児相が何もかもやるのではなくて、外部委託すべきという御意見です。2ページ目の上から4つ目あるいは6つ目の◆でございますが、地域により異なるので全国一律に議論をすることは難しい、こういった御趣旨の御意見がございました。

参考資料3「新しい社会的養育ビジョン」をご覧くださいいただければと思います。17ページの「3）支援の必要な子どもの把握及び通告窓口」という項目でございます。18ページをご覧くださいいただければと思いますが、虐待通告に関して窓口の一元化を図る必要性があること、3行目あたりからになります。既存の相談機関とは独立させて振り分け機能のみを持たせることが必要といった記載。また、なお書き以下の段落では、情報管理の体制についての重要性についても記載をいただいているところでございます。

通告の在り方に関するこれまでの御議論では、よりの確、効率的かつ漏れなくケースに対応するという観点から、通告に関する新たな機関の設置についてどう考えるか、トリアージを的確にかつ効率的に実施できる体制をどう考えるか、情報共有の在り方等についてどう考えるか、こういった視点があったかと考えてございます。

最後に3点目の児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策についてでございます。また参考資料1の21ページの「(2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」からご覧いただければと思います。22ページ目の上から4行目あたりでございますが、子ども家庭に関する専門の相談員として、公的資格を創設することを検討すべき、そのほかその下にも、どのような要件でということも含めて御提言をいただいております。

人材確保ワーキングにおきましては、この議題に関しましては、児童福祉司等の義

務化された研修カリキュラム等について御議論をいただいておりますので、公的資格などについての御意見は参考資料2には載せておりません。このカリキュラム等につきましては、資料4の44ページ、45ページにも資料として載せておりますので、また追ってご覧いただければと思います。

また参考資料3「新しい社会的養育ビジョン」をご覧いただければと思いますが、20ページの「7）人材育成、専門性の向上、資格化の可能性」でございます。下から6行目あたりでございますが、児童相談所の任用資格である児童福祉司及び児童心理司に関する独立した資格については、関係学会や専門職団体と協議しつつさまざまな方法について検討する必要がある。当面、任用要件に基づいて児童福祉司としての質を高めていくことは欠かせない。また、ほかの専門職につきましても、研修の重要性等について御指摘をいただいているところでございます。このほか、資質の向上に関しまして、児童相談所や市町村における専門性を強化するための取り組みが重要という御指摘につきましては、これまでも緊急総合対策の取りまとめの御議論の過程でもいただいているところでございます。

最後の3点目の議論の視点といたしましては、専門性向上という観点から公的資格をどう考えるか、具体的に専門性を向上していくためにどのような取り組みが必要かといった議論があったかと考えてございます。

ごくかいつまんでの御説明になりますけれども、これまでの御議論の御紹介は以上でございます。

時間をいただいて恐縮でございますが、引き続きまして、本日の御議論に関連する児童相談所の在り方の部分、通告の在り方の部分に関連する資料を御説明させていただければと思います。

資料4はそれぞれ2アップで用意してございますが、スライドについている番号をご覧いただきながら御説明をさせていただければと思います。

最初に1ページ目、直近の児童相談所における虐待相談対応件数をおつけしております。速報値でございますが、平成29年度の数字で13万件を超えているという状況でございます。その後ろには虐待種別、経路別、年齢別等のデータもおつけをしているところでございます。

7ページ目、市町村の虐待相談対応件数でございます。こちらはまだ平成28年度の数字となっておりますが、10万件を超えている状況でございます。

続きまして12ページから、児童相談所内での機能分化の現状につきまして、昨年度に調査研究を行いましたので、その内容の御紹介をさせていただきます。幾つか児童相談所内における機能分化に関して、パターン分けをして整理してございますが、大きく初期対応と支援、この2つを分けて対応しているものが、分化しているものとして35%程度、分けていない場合が65%程度ということになっております。これは各児相にどういう対応をされているかというのを調査して聞いた結果でございます。

13ページ、機能分化している児童相談所の傾向といたしましては、人口規模が大きいあるいは虐待相談対応件数が多い、こうしたところが機能分化の体制が採用されやすいという傾向となっております。

14ページ、機能分化をしている児童相談所の中でも、どのようなタイミングで引き

継ぎをするか、どの部分で分けていくか、少しパターンが異なりますので、それを分けて整理をしてございます。並走交代型というのが一番多くなってございますが、それ以外にもいろいろなパターンがあるということでございます。

15ページ、初期対応と支援を機能分化している理由を整理してございます。迅速な対応が可能である、効率的に業務を遂行できる、こういったことが多く挙げられてございます。

16ページ、機能分化した場合の課題でございます。引き継ぎのタイミングが難しい、職員の精神的負担が大きい、こうした理由が多く挙げられております。

17ページ、今度は機能分化しない場合の理由でございます。一貫した支援が可能である、総合的な相談対応力がつくなどが挙げられているところでございます。

18ページ、機能分化しない場合の課題でございます。いずれもケースが長期化した場合の精神的負担が大きい、業務量が増える、こうしたことが挙げられているところでございます。

資料の20ページから24ページ、「189」の関連資料をおつけしているところでございます。

続きまして、市町村の関連の資料を御説明させていただければと思います。28ページ、29ページのところに、子育て世代包括支援センターの実施状況について資料をおつけしております。少し資料が細かくなってございますが、設置している自治体の一覧を載せてございまして、525市区町村、1,106カ所設置されている状況でございます。

30ページ、31ページに、市区町村子ども家庭総合支援拠点の資料をおつけしております。31ページ目に設置状況をおつけしてございます。106自治体、114カ所となっております。

35ページ、こちらは要対協の概要でございます。下の表のあたりをご覧くださいればと思いますが、設置している市町村数は平成29年度で1,735市町村、99.7%の設置率となっております。今、市町村数は1,741となっておりますので、設置されていない市町村が残り6カ所という状況でございます。

37ページ、要対協の調整機関への専門職の配置状況でございます。表の一番右の下の欄をご覧くださいればと思いますが、合計で87.3%の配置状況となっております。その下に、平成28年4月の状況を載せてございますが、それより改善はしてきているという状況でございます。

このほか、後ろに児相の職員の配置状況、中核市等における児相設置に向けた検討状況、一時保護の関係、平成28年児童福祉法改正法等の説明資料もおつけをしておりますが、時間の都合上、本日の説明からは割愛をさせていただきます。

続きまして、資料5「自治体における取組事例について」でございます。表紙をご覧くださいればと思いますが、1の部分で児童相談所の機能分化に関する資料、2から4で都道府県と市町村の役割分担や都道府県による市町村の支援の取り組み状況、5といたしまして、児童相談所等が民間に委託している事例、6と7は子ども家庭総合支援拠点という切り口からの都道府県の支援、8は拠点と子育て世代包括支援センターの連携の事例ということでおつけをさせていただいております。

最初の1でございますが、児童相談所内での機能分化に関しては、初期対応の担当

部署がどの範囲を担当されるかということが、横浜市さんと大阪府さんで違いがあるということで、その担当範囲等について整理したものをまとめさせていただきました。

1 ページ目は横浜市さんの例でございます。横浜市さんは平成13年より機能分化した形で対応をされております。ページの下半分をご覧くださいと思いますが、初期対応の担当部署で受理、調査し、おおむね2週間程度で判断し、継続的な関与が必要な場合には支援担当が引き継いで援助方針を立てる、こういった形になってございます。初期対応の担当部署の中に虐待対応チームがございまして、そのチームは主に虐待の初期対応も中心に行うという形になってございます。

メリットといたしましては、効率的な対応ができる、担当が変わることで保護者との関係を構築しやすいということ。

デメリットといたしましては、引き継ぎに時間がかかること、ケース全体を見通したソーシャルワークが弱くなる傾向があることなどが挙げられてございます。

2 ページ目は大阪府さんの事例でございます。江口委員がいらっしゃいますので、もしよろしければ後で補足いただければ幸いです。

大阪府さんは平成12年から虐待対応課を設置されまして、平成28年度から現在の体制に変更されております。ページの下半分をご覧くださいと思いますが、初期対応を行う部署が援助方針までを決定し、その後ケースの状況に応じて相談対応課、初期対応を行う部署と育成支援課で担当を分けるという形になってございます。

メリットといたしましては、初期対応部署がアセスメント、援助方針まで立てることでの確に対応できる、虐待に限らず全てのケースを一元的にアセスメントできること。

デメリットといたしましては、社会的養護に移行する段階で御担当が変わるということですので、保護者との関係を再構築する必要があることといった点をいただいております。

3 ページ目からは、市町村をバックアップしている都道府県の取り組みということになりますけれども、まず、大分県さんの取り組みでございます。

5 ページ目の上のあたり、児童相談所と市町村が全ての虐待ケースについて、共同管理台帳で進行管理をされているといった点が特徴的かと考えております。

7 ページ目の下のあたり、関係機関との連携という点では、児童相談所が積極的に市町村と一緒に同行訪問を実施されている、こうした取り組みも行われておりますし、研修も一緒に行われるということもされてございます。

9 ページ目、こうした連携体制もベースにあった上で、面前DVに関する役割分担について、市町村と児童相談所でルールを定めて対応をされてきているといったことでございます。

続きまして、13ページからは青森県さんの事例でございます。青森県さんは平成22年から都道府県主体で市町村支援の取り組みを始めておられまして、市町村向け研修、ガイドラインの作成などを進めておられます。

22ページ、こうした研修ですとかガイドラインの作成を進めていく中で、今年3月から、面前DVケースも含めまして、かなり具体的な場合分けをされまして、これに基づいて市町村と都道府県の間で役割分担を進めておられるということでございます。

23ページは神奈川県さんの取り組みで、市町村と児相が一緒に同行訪問する取り組みを進めた上で、役割分担、共通理解が進むということをさせていただきます。

24ページは民間委託の事例でございます、上半分は福岡市さんで安全確認を民間委託されている事例、下半分が富山県さんで保護者支援プログラム等を委託されているという事例でございます。

25ページからは山口県さんの取り組みでございます。

26ページ、県内全域に子ども家庭総合支援拠点の設置、包括支援センターとの一体的な設置、こうした方向性に向けまして、全市町村と意見交換を行って支援を進めておられるということでございます。

30ページからは、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けました支援手法に関する調査研究の概要をおつけしてございます。

36ページ、幾つか提言をいただきまして、拠点についての正確な理解の徹底、拠点開設を支援するための先行事例の共有、個別の意見交換の重要性、市町村内での人事レベルでの対応の重要性、拠点設置に向けた具体的な工程を整理したガイドラインのようなものの作成の必要性、こうしたものについてまとめていただいております。

38ページからは岩国市さんの拠点と子育て世代包括支援センターの連携の事例でございます。先ほど御説明をいたしました山口県さんからの拠点と包括センターの一体的運営に関する情報提供もありまして、同一フロアに設置をいたしまして、業務を一体的に運営できるように対応されております。

44ページでございますけれども、母子保健の分野との連携が自然とできるようになり、気になるケースを早期に把握できるようになったこと、そういった点がメリットとして挙げられております。

これから機能分化を考える中で、主に市町村・都道府県との関係という観点から資料5の自治体の事例を御紹介させていただきました。事務局の説明が長くなって恐縮ですけれども、以上でございます。

○山縣座長 このワーキングの必要性等の議論すべき根拠になるもの、これまでの経緯を説明していただきました。それから、それぞれの自治体の取り組み等も紹介いただきましたけれども、委員提出資料で江口委員、機能強化あるいは分化等について別途資料をいただいております。何か補足いただくことはありますか。先ほどののはちょっと古そうなので、平成28年以降ということなのですか。

○江口委員 手短かに御説明させていただいたほうがよろしいですか。

○山縣座長 はい。

○江口委員 わかりました。そういたしましたら、構成員提出資料というものをお配りしているかと思っておりますので、簡単に説明させていただきます。先に別紙1-3というのを見ていただくほうが早いと思っておりますので、それから見ていただけたらと思っております。提出資料の後ろについております「大阪府の子ども虐待対応に係る組織の変遷について」というものでございます。

弁護士会の御協力を得て（児童虐待）危機介入援助チームをつくったのが平成12年でございます、試行的に虐待対応の部分を機能分化できないのかということで、1

年間試行実施しまして、13年から虐待対応課を創設しております。先ほど、事務局から説明がありましたように、対応件数が400件を超えると分化する傾向があるということでございますが、大阪府は平成13年に約2,400件でございますので、6つの児童相談所がございますので、1センター当たり400件を超え出したと、ほぼそれと似たような歴史をたどっていると感じておるところでございます。その後、保健師の配置であるとか夜間休日の対応の強化であるとか、警察官OBの配置であるとかを順次してまいりました。

平成27年からは当直体制を導入いたしまして、365日24時間常勤職員がいつでも出動できるような体制をとっているところがございます。既に夜間休日の出動が土日でしたら1日に4～5件あるというのが恒常化しておりますので、配置された職員が朝から晩まで、夜中も走り回っている現状に置かれております。

このころ、市町村と同行訪問はここ20年から25年あたり、かなり各センターでも集中的に実施いたしました。あるいは市町村への派遣で、児童相談所のケースワーカーを直接児童部門に派遣しまして、一緒に積み上げもやってまいりました。その中で、平成28年に3年間の議論を経て、新組織に衣がえしたところがございます。この間、50名の増員を経ておるところでございますが、その中で資料の別紙1-1を見ていただければ、新組織のイメージがわかるかと思っておりますので、簡単に説明させていただきます。

先ほど言いましたように、もともと虐待対応課を設置した平成13年から、いわゆる虐待対応とそれ以外の部門ということで切り分けてまいりました。一定の効果があったのは、介入指導的なケースワークがかなり蓄積されてまいりました。年間40件余りの法的対応件数がございます。28条親権制限ということから考えますと、家庭裁判所への資料提出の技術であるとか法的な司法機関の判断の基準であるとかも、この間随分（知見を）蓄積してまいりました。そういう蓄積が一定あったということは、非常に効果があったと理解しております。

しかしながら、障害相談とか非行相談、あるいは不登校相談の中にも、虐待リスクのあるケースが相当数入っております。そういうことから、新組織にワンストップの形で相談対応課をつくったところがございます。ここは主にインテーク部門とその後を担う地域担当部門に大きく分かれております。

インテーク部門は基本的に全件、アセスメントを集中的に行いますので、先ほど事務局の御説明がありましたように、専門性の高さ迅速性というところと至急の安全確保という3つの命題にすぐれて集中的なアセスメントをする必要があるだろうということで、そういう部門をつくったところがございます。

その後、インテーク部門で一定自己完結することがございます。例えば泣き声通告の一部でございますとか、面前DVでも一部、この部分ではほぼ自己完結していきますので、これは現場の臨床感覚でございますけれども、6割程度はこのインテーク部門で処理されていっております。

後で説明しますが、ここには実はワークライフバランスを考えてまいりまして、50人、60人と児童相談所が職員をふやしてまいりますとどういうことが起こるかという、ベテランになったけれども、子どもさんを御出産なさって、あるいはさまざまな

事情で育児に専念しなければならないベテラン職員がごございます。この部分を虐待対応課で夜間対応に従事させるわけにはまいりません。そうしますと、このインテーク部門に集中的に配置しまして、経験は十分積んでいると、アセスメント力もあると、しかし5時には帰らなければいけない。これは働き方改革の一環でございまして、意図的にそういう組織をつくって、能力のある職員を入り口部分でとりあえずしっかりしなさいということやってきたところでございます。

あわせて平成30年の4月から市町村コーディネーターを既に配置しておりまして、いわゆる双方向のマネジメントが多分この新組織の肝になりますので、インテーク部門と一体的にトリアージをしておりますので、市町村に事案送致すべきケースはそこで事案送致していく。あわせて民間との連携、いわゆる官民の共同のシステムを入れたいもたないという意識がございましたので、一部、安全確認の外部委託、電話相談の外部委託というように、外部委託をできる部分を切り分けてまいりました。

その後、法的対応でありますとか、一時保護が必要であるという場合については、地域担当のほうでしっかりその後を担っていくという形で衣がえしたところでございます。この部分で児童相談所の持っている機能の一番大きな一時保護、児童福祉法33条の機能を、この相談対応課の基本的な法的な機能の格付といたしました。

その後、施設入所、里親委託に移った子どもは、今度はしっかり腰を落ちつけて支援をしていく必要がございますので、育成支援課というところで支援をしております。この部分にこの4月から、既に家庭移行推進チームをつくりまして、主に3歳未満の子どもは集中的に里親委託にということで取り組んでまいっておるところでございます。

ですので、ここはしっかり、保護される社会的養護の枠に入っている子どもたちに、切れ目なくきちんと支援を落ちつけてやるという組織に切り分けて、機能分化したところでございます。

そういう形になりますので、資料別紙1-2のほうに、インテーク部門を設置して効果がどうだったのかと内部で議論した簡単なまとめでございます。まだ、今、整理中でございますので、途中経過でございますけれども、心理職もこのインテーク部門に入れました。心理的アセスメントと社会的アセスメントを同時に行いますので、効果があったのは一時保護所にすぐさま心理職が走るというケースの見きわめが早くなりました。あるいは医療機関へ受診が必要だという子どもの見きわめも早くなりました。

昨日調べておりましたが、一時保護をした子どもの約15%が、臨床的には精神科の受診または入院あるいは主治医との連携を精神科のドクターと行ったというデータが出ておりますので、これは今までよりもはるかにアセスメントが集中化することによって効果が出ているものと承知しております。

いずれにしてもインテーク部門で言っているのは、虐待という視点だけではなく要保護性というところに着目して、子どもたちを見ていくべきだというのが大阪府の立ち位置でございます。非行の問題も含めて、要保護児童についてはきちんとアセスメントをする必要があるという認識でございます。

そのような経過の中で提出資料の表面に戻りますけれども、後は簡単に説明します。

支援と介入という言葉が私の中でなかなかしっくりいきませんでしたので、これは虐待対応の手引きの国から通知をいただいているものをベースに、支援と介入という言葉を私なりに整理をしてまとめ上げたものでございます。

児童相談所が言うところは、領域1というところでの支援と介入でございます。要するに、子どもが既に虐待を受けている場合に介入する必要がございます。あわせて傷んだ養育環境を修復しなければ一時保護の子どもは帰せませんので、これは一定支援が必要でございます。この部分での支援と介入の分離は私は反対でございます。

市町村の虐待対応は領域2と書いているところでございます。これは、児童福祉法の改正の中で役割分担を明確に示していただきましたので、これに基づいて今、整理を続けているところでございます。機能分化についてはそのようなことで、領域1というところの支援と介入の分離については、今までの実践の中では私は反対だと考えています。児童相談所組織内での機能分化が必要ではないかと思っています。

虐待対応件数は先ほど言いましたように、400件が一つのベースだというお話もございましたけれども、法的対応件数についても全国で大きなばらつきがございます。大阪府は立入調査が20件前後、援助要請が毎年20～30件あるという状況の都道府県から、年間それが1件か2件という都道府県までございます。あるいは、面積でございませうとか地域の社会資源の状況も違いますので、その辺が大きく違う中で一律ではなく検討する必要があるのではないかと、本来の法が求める役割分担であるとか、連携が進む方向性をきちんと示していくことが重要ではないかと考えておるところでございます。

いずれにしても、介入指導的なソーシャルワーク機能をきちんと積み上げる。大阪府では15年かかりました。この一定、きちんと臨床経験を積み上げていく、ケースワーカーは10年かかるというのが私たちの分野ではよく言われていましたけれども、こういう積み上げが絶対必須であるという雰囲気がございます。あわせて、ワークライフバランス、それから24時間365日対応というのが目の前に来ておりますので、この辺も含めた体制をしっかりと考える必要があると考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の江口委員の話の後半部分は、また次のところで御意見等については議論をするとして、とりあえず事務局の説明と追加の大阪府の状況を前提に、このワーキングの所掌範囲とかスケジュールとか、事務局等あるいは大阪府からの追加説明があった資料の中身についての御質問等がありましたら受けて、その後、通告と機能分化の在り方についての御議論をと考えています。

まず、全体の進行の仕方とか、資料について確認事項とかがあれば。

奥山委員。

○奥山委員 今日結構欠席の方がおられるのですけれども、12月までに結論を出すとなると、最後の2回はまとめなので、かなり厳しいと思います。ですので、欠席の方々に議事録をできるだけ早く送っていただかないと、進まないと思います。そうしないと、次の回のときに話がもとへ戻ってしまいます。ですので、議事録が上がってくるのが遅いのだったらテープでも構わないので、欠席の方々にお送りして、早目に全体をつかんでいただくことが必要ではないかと思っております。

もう一つは、先ほど議論の全体の流れを示してくださったのですが、なぜこの議論が出てきているのかということをもっと明確にしておく必要があります。時々ある議論の欠点だけ言って、もともと何でその議論が出てきたのかという基本が外れていってしまうときがあります。その議論が出てきた背景だけはきちんとつかまえて、掲げておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、先ほどの資料の中でびっくりしたので、後でよいので教えて欲しいのですが、すけれども「189」がまだかかりにくいというのはなぜなのかというところをわかったら教えていただきたい。窓口の一本化というのはかなりその辺もかかわってくると思います。

あと、私が聞いている限り、もう一つ、全児相さんのほうで調査をされたのがあると聞いているので、もしよかったらお調べいただければいいかと思います。それと、せっかく研究を幾つかされているので、そんなに長い時間ではなくてもいいと思いますが、研究者へのヒアリングがあった方が良く考えます。事務局を通してだけのお話だと全体像や報告書には表れない研究者の実感などが伝わらないと思いました。今の資料の御説明に関する話です。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

幾つか御意見を聞いてから、対応なり考えを整理していこうと思います。

ほか、何かございますでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 進め方についての質問なのですが、確かに議事録を早く送ったほうがいいというのはあっても、難しい面もあるなど。最低限議論が行ったり来たりしないために、今日は1回目なのでいろいろな観点からお話とか意見を出す。大きな柱が児相の業務の在り方、もう一つは通告の在り方だということですよね。最後2回が取りまとめだということですが、今日の大体の議論が終わった後、2回、3回、4回にどんな内容をおおむね検討するのかということがもし見渡せたら、そのあたりを示せたら、行ったり来たり戻ったりしないでバランスよく議論できるのかと思うので、御検討をいただけたらと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 忘れないうちに言っておきたいのですが、大阪の江口先生のお話をいつもお聞きするたびに思うのですが、とてもよく考えて、次にどうしていったらいいのかをきちんと整理されていると思うのです。そして、先ほど言われましたが、これを進める中で15年ぐらいかかったという話があったのですが、これも本当に私たちが見ていて正しい数字だと思います。現時点で進んでいるところと余り進んでいないところの差があるという話がよく出るのですが、私たちが実際に詳しくお話を聞いていますと差があるのではなくて、考え方を進めていく段階がどの段階にあるのかという違いで、ある一点で見ると差があるように見えているだけということが多いので

す。

ですので、江口先生たちの考え方をきちんとさらに詳しく出していただいて、自分のところの自治体がこの段階のどこにあるのかということがわかると、次にどういったことを考えていったらいいのかという考えにつながる大切な資料になると思いますので、よかったらそのことをまとめていただけたらと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、幾つか今から整理をしていこうと思います。お三方から御意見をいただきました。まず、一番大もとの何をやるかという目的ですね。このワーキングが何を対象にしているかということと、今日を含めて6回の各回ごとのテーマというイメージでしょうか。この点ですけれども、事務局のほうから説明いただけますか。基本的に資料1に書かれている主な検討事項がテーマで、その背景にはこれまでの社会的養育ビジョンとか、その前の報告書、在り方検討会とかを背景に出てきているということだと思えるのですが、何か補足はありますか。

どうぞ。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 スケジュールについて、少し申し上げたいと思います。冒頭にも御説明をしたとおりでございますが、5回目で素案をとというのは、少なくとも順調に議論が進めば、そうできればという事務局の希望でございますので、議論の状況を見てということに当然なると思います。少なくとも今回、全体で御議論をいただいた後、後半で兎相の在り方の部分と通告の部分と、今日の後半と、次回、もう1回ぐらいいただければと思っておりますが、議論も当然いろいろな進みぐあい等もございますので、もしそれで一通り終われば、第3回で次の資質の向上ですとか、その部分も御議論をいただければと考えてございますが、議論が十分進んでいないのに必ずこのスケジュールでと考えているわけではございません。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、月2回ぐらいのペースになっています。結構日程調整等も、委員の参加も毎回8割、9割の人が参加できるかというところと相当厳しい部分がありますけれども、進め方としては検討事項に例示されている3つをベースに、これを何回かに分けてやる。1回目と2回目は非常に重要な大きな中身になりますので、上の2つを中心にやらせていただくということです。目的もとりあえずこういうところにあるということになります。

それから、今、言いましたように月2回ペースなので、次の回までに前の議事録を起こすというのは、委員の協力もかなりないと、早目に修正してもらわないと間に合わないということになるので、そこをテープ等で対応できるかどうかということがきっと奥山委員のお話ですね。

○奥山委員 議事録が上がるのでしたら、修正前でも良いと思います。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 それは先生方の御了解をいただければ、とりあえず未定稿という形で委員の先生方に。

○山縣座長 確定前のものになるけれどもという前提で、これは事務局のほうは対応

可能ですよね。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 はい。御出席の委員の先生方の御了解をいただければ、未定稿という形で皆様にお送りすることは。

○山縣座長 いかがでしょうか。確定していないという前提で読んでいただくということで、恐らく大幅な修正はありませんので。今日、御欠席の方もありますけれども、その旨、あらかじめ通知をいただけますでしょうか。

それから、このスケジュールの中で調査研究をやられているところとか、江口委員には少し最初にお話をいただきましたけれども、井上委員のお話というのは、さらに時間をとってというイメージで受け取りましたので、これを組み込んでやるかどうかですね。そうすると、議論の時間が短くなるということを前提に、そのことを委員の皆様が希望されるかどうかということになるかと思えます。

○奥山委員 せっかくお金もかけて研究をしていただいて、部分だけではわかりにくいところが多いので、やはり15分でもいいので、研究を実際にした方にどうだったのかというのをしっかりと聞くのは、必要なのではないかと思います。

○山縣座長 今、そういう前提で聞いています。それを委員のほうで、もう一つは我々のスケジュールに先方も合わせていただかないと、先方のスケジュールに合わせるのは非常に難しい状況にあるだろうということで、場合によっては中身とずれた、全体ではやるのだけれども、日程的にその日しか来られませんということはあるかもしれないけれども、そういう形で委員のほうに御了解をいただけるか、あとは事務局のほうにその調整をお願いできるかどうかということになるかと思えます。

いかがでしょうか。1回が2時間から長くて3時間、場合によっては2時間という感じの時間設定になっていますので、奥山委員が言われたように15分で2人やってもうぐらいが、30分を2回やっても、1時間だちょっと時間をとり過ぎかという感じもしてまして、その辺についていかがでしょうか。

どうぞ。

○井上委員 奥山先生、確認ですけれども、今、言われている先行的なスタディーというのは、青森とか山口とか大分とか、そういった。

○奥山委員 違います。

○山縣座長 調査研究ですね。

○奥山委員 資料6に書いてある、事業として調査研究をされたものです。これは当然、かなりしっかりとされていることと思うので、最後の結果の一部の表だけではなくて、研究全体や研究者の実感を知らないといけないのではないかと。そういうものを把握した上で先へ進まなければ、調査を役立てられずもったいないと思います。ですので、ここに書かれている研究に関して、ある程度きちんとヒアリングをすることは必要なのではないかと思います。

○山縣座長 プラス全児相のデータもという御意見だったと思えます。

どうぞ。

○浜田委員 浜田です。

奥山委員の御提案に賛成します。もちろん日程、時間的な制約は多々あるとは思いますが、その中で可能なだけでも、またピンポイントでも結構ですので報告を

いただけると、我々の理解としても進むのではないかと思います。

あと、これは負担になるかもしれませんが、それぞれの研究にはそれぞれのちゃんとした成果物があるのではないかと思います。もし可能であればこういうものを提供いただければ、我々としてもこの会議ではないときに勉強を進めることができるのではないかと考えますので、御検討をいただければと思います。

○山縣座長 この点については、今日とにかく結論を出しておかないと、次回からまた1回遅れてしまいますので、今日の段階で。

宮島委員。

○宮島委員 基本的には賛成なのですが、座長がおっしゃったように、議論する時間がその分とられてしまうということもあるので、バランスとしては最大で複数来ていただいて、15分か20分までかなと。例えばこの鈴木先生の研究報告を最近聞いたのですが、とても参考になるのですが、目を通せるものがあれば事前の成果物で見ておくとか、そういう形で時間が長くない範囲でということと賛成をしたと思います。

○山縣座長 わかりました。

全員聞いていたら大変なので、今のところ一定条件がついていますが、賛成というのが多いので、事務局の調整、我々の日程を前提に多くても1回2団体あるいは2名、トータルで30分以内ぐらいの時間で調整可能かどうか。できるだけ調整をいただきたいということになるのですけれども、いかがでしょうか。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 いずれにしても日程調整等が必要になりますので、少し調整をさせていただいて、また御相談をさせていただければと思います。

○山縣座長 結構です。

それから、成果物等については、これはきっとあれば渡していただけるということで、あるいはネット等に乗っておれば、URLを教えてくださいという形。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 成果物については全部既にホームページに載ってございますので、URLを御紹介させていただければと思います。

○山縣座長 それでは、これはメールで皆さんのほうに紹介をいただけたらと思います。

どうぞ。

○松本座長代理 1回30分という形でいうときに、会議の時間が2時間から3時間と、2時間のときもあれば3時間のときも今、あるような気がするのです。基本3時間としないと、2時間だと多分議論の時間が余り確保できないと思うのですね。なので、いろいろ会場の都合等もあるのでしょうか。できれば基本、そのときは最低会議の時間は3時間とるというふうにして、議論の時間は2時間以上確保するという、そういうことも調整したらどうでしょうか。

○山縣座長 はい。今のを含めて提案をしたつもりです。

それでは、今の点はそういう形で進めさせていただきます。最後、データで「189」が余りつながりにくいのはなぜなのかという話がありましたけれども、この辺は何かございますでしょうか。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 資料4のスライド番号21をご覧いただければと思

いますが、これは平成30年8月分の「189」の接続フローということになってございますが、電話をした方がどういう流れで児童相談所につながるのかというのを整理したものでございます。携帯電話の場合と固定電話の場合でつながり方が違うのですけれども、下の携帯電話のところをご覧くださいますと、まず携帯電話でかかっている件数は平成30年の8月で言いますと7,740件なのでございますが、その中から、冒頭、児童相談所の全国共通ダイヤルですというアナウンスの後に、通話料金のガイダンスがでございます。このガイダンス中に切れるものというのがその下にございますが、3,542件ということになっておりまして、かなり多くの件数がこの段階で切れているということでございます。その後、オペレーターにつながったけれども、最終的に児相につながるまでの間にもかなり多くのものが切れているということでございます。

冒頭のところで切れる部分につきましては、切れてしまう分でございますので、なぜ切っているのかというのが、こちらとしても十分確認できているわけではございませんけれども、来年度の概算要求の中では、通話料金がかかるということが、料金ガイダンスのところで切れているということもございまして、一つ考えられるのかということで、通話料の無料化という部分については予算要求を盛り含ませていただいているところございまして、その部分の改善が、予算確保ができれば少しつながるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

お金によって切れている可能性もあるので、その分は無料化で、来年度予算で要求中であると。この上側の固定電話も同じような、もっとつながり率が低くなっているのですけれども、これも同じような理由と考えていいのですか。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 固定電話のほうは、携帯のようにこの時点で切れているというのが少しデータでとれないものですから、そちらはどのような原因かというのが把握しづらいという状況ではございます。

○山縣座長 わかりました。

切られた方に質問ができないので、その中身まで正直分析できないというのがお答えかと思えますけれども、無料化がどのような効果があるかというのは、また次年度以降見るしかないと思います。よろしいでしょうか。

それでは、全体状況の確認はこれで終わらせていただいたとして、今日のいわば、一番の本題、機能分化と通告の点についての議論に移りたいと思います。先ほど江口委員から意見表明等をいただきましたけれども、残った時間をそのことに費やしていこうと思います。

これも一問一答ではなくて、幾つか意見を聞きながら整理をして、委員同士の意見の交換あるいは事務局からも、必要なものについては補足説明をいただくという形で進めていきたいと思えます。

それでは、自由に御発言をいただきたいと思えます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 実はさっき私が言ったことをちょっと座長のほうに取り違えておられたのではないかと思います。例えば何で専門性の向上が必要という話題が出てきたのか、

何で機能分化が必要という話題が出てきたのか。そこの最初のところをみんなで把握しておかないといけないと思います。機能分化はなぜ出てきた話かという、先ほども少し御説明がありましたけれども、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇したということ、死亡事例調査でよく聞いたということがあったわけです。

今回の目黒の事件でも、全く同じことが言われているわけです。28条をやって通らなかったならば支援関係が崩れるので、28条をやりませんでしたと香川は言っていますし、品川のほうも支援ができなくなると困るから、それ以上強行に家庭訪問をできませんでしたと言っているわけです。それをなくすということが大前提で機能分化という話が出てきているわけです。機能分化ではないのだとすれば、その問題点を解決する方法を同時に提示していただかなければ、議論にならないと思います。

専門性の向上に関しては、これから司法関与を進めていかなければならない、そういう状況に当たって、児童相談所が専門性を上げておかなければ、司法の関与に対して対応ができていかないのではないかと、専門委員会で岩佐先生がかなり強調させておられていました。警察との連携にしても、やはり児相が主導権を持ってやっていくだけの専門性をきちんと持つということが重要だということもあったのでしょう。

それから窓口の一元化に関して言えば、我々が電話するときには何でどちらかを選んで電話しなければいけないのか。緊急だと思ったから児相、そうじゃなければ市町村。間違えて電話すると、それは児相にかけてくださいとか、児相にかけると市町村にかけてくださいとかを言われるのです。その段階でみんな嫌になってしまう。東京都の場合、関係機関は全部まずは市町村に電話してくださいと言われます。私のいる成育医療研究センターはそれに従っていませんけれども、本当に緊急だと思ってもわざわざ市町村に電話して、市町村をたきつけて児相に連絡しないとだめだという状態になっています。

つまり、通告する側の問題として出てきた話です。ですから児相に幾ら調査をかけても、受ける側としてはそういう話は出てこないのです。その問題点として出てきたことは明確にしておくべきです。その問題点を解決する方向性で議論を進めていかないと、こちらの方向では問題点があるから今のままでいいですでは、元の問題点は解決できないということ、明確にしておかないといけないと思います。

○山縣座長　ありがとうございます。

それでは、宮島委員。

○宮島委員　奥山先生が御指摘くださったような例が今もあるのかと、あったら大変なことだと思います。見てきたものによって感じ方というのは大分違ってくるのですけれども、今も残るかもしれないけれども、市町村も児童相談所もとりあえず連絡を受けたら、きちんと話を聞くというのはこの数年間でかなり進んできているのではないかと私は感じています。

あと、先生のほうで、関係が壊れるから踏み込んだ対応ができないと。これも残るのかもしれないけれども、むしろ私も虐待死の検証の委員会委員を6年間やらせていただいた中では、それは少なかった。むしろことの深刻さや虐待の大変さのアセスメントが的確にできなかったのも、踏み込んだ対応ができなかった。

例えば今回の香川と目黒の事件も、前回の委員会でも先生が御指摘されたようなさまざまなことがあったにもかかわらず、香川の段階でリスクが適切に判断し切れていなかった可能性がある。だから28条も通らないだろうという判断にとどまってしまったのであって、関係が壊れるということを恐れてその手続きに入らなかったと断定できるかどうか。また、東京に移ってからの関係が壊れるから続けるしかすがなかったのではなくて、やはりことの深刻さが十分把握しきれていなかったから取られた対応だった可能性があるのではないか。

やはり一番重要なのは、きちんと調査ができる。また、その事実等に基づいて、深刻さを的確に判断するということが、それが一番重要で、江口委員がおっしゃったことは、その辺のことを重点的に取り組まれてきたということだったのではないかと思います。

あともう一点、続けて長くて申しわけありませんけれども、一番重要なのは児童相談所への一局集中が、また、行われている。これを何とかしないと、とにかく「189」もつながったほうがいいと思うのですけれども、一つの弊害として、せっかく児童相談所への一極集中では対応し切れないから、市町村と両方で受けましょうという法改正が成ったにもかかわらず「189」が導入されたことによって、再び児童相談所への一極集中が起こった。

またここ数年の間で、警察が本当に懸命に対応するようになってくださったのはいいことですが、警察からの通告が10年間で10倍ぐらいふえて、全体の50%を超えるかどうか注目していたのですけれども、49.数%を警察からの通告で占めるようになった。このあたりを何とかしないと、結局児童相談所への、どんどん一極集中が起こって、消化し切れないという事態がまた起こってしまうのではないか。ここに課題があるのではないかと考えます。

以上です。

○奥山委員 それに関連して。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 これは私が判断したのではなくて、児相さんのほうからそういう説明がなされるのです。香川では、関係機関が「何で28条をやらなかったのですか」と聞いたときに、先ほどの答えだったのです。それから、品川児相も何で介入をしなかったのかと聞かれたときの答えがそうだったのです。児相側からの答えなのです。確かに全体の判断としてアセスメントができていなかったからそうなったという側面もあります。それは検証すればそこが出てくるかもしれないけれども、まず児相の説明はそうなっているのです。ですから、そのところが大きいのではないかということなのです。

○宮島委員 そういう例があるというのは当然あると思うのですけれども、今回の調査結果の報告、先程の研究事業等の報告でも、役割を分担したことによって、支援がうまく引き継げないことがあるという声があるし、分担したら支援が的確にできるという結果が出ているわけではないですね。

○奥山委員 全児相の結果をちょっと見たときには、やはり専門的な部署を置いたことの有効だったというほうが圧倒的に多いのですよね。

○宮島委員 専門部署があるというのは必要だと思うのですが、その機能分担と、支援と介入を分離するということとはちょっと違うと思います。

あと、その二つを分離するとしたときに、分離すれば支援がうまくいくかといったら、やはり虐待ケースでは基本的には拒まれますので、分離すれば支援がスムーズにいくというのも、かなり乱暴な議論なのではないか、乱暴という言葉はよくないですけども、単純化され過ぎている議論なのではないか。

例えば今回の香川、目黒でも、やはり通所とか支援に乗ってきたということでリスクを低く見過ぎてしまった可能性がある。検証がされなければわかりませんが、そのあたりもどうも着目していかないといけないのではないかと思います。

○山縣座長 江口委員、どうですか。今、児童相談所の現場をそれぞれ見てこられている児童相談所が違うから、それぞれあるのだろう。経験されたことはそのとおりののだと思うのですが、感覚として児相の現場のほうから見られたときに、保護者との関係、その後の関係維持が難しいから、積極的な介入がしづらいかという感じは今でも結構全国的にはあると思われませんか。それとも、アセスメントがまずいことと、そのアセスメントの中に生まれた関係性に配慮したアセスメントをしてしまって、言葉は違うけれども、結果的には同じようなことをしていると思われるか。その辺の感覚はどうでしょうか。

○江口委員 歴史的な経過を踏まえると、大阪府の現状しか責任持ってしゃべれないのであれですけども、一つはもともと児童相談所というのは援助支援的なケースワークをベースにして、児童相談所運営指針もそういう建て付けで、ずっと国からの通知もいただいてまいりました。古い職員はどうしても援助支援的なケースワークをベースにして、介入に対してはやや躊躇という部分があったのは事実でございます。

大阪は岸和田事件という大きい事件がございました。毎年死亡事例を経験しております。その中で介入的なケースワークが必要だというのは、先ほど言いましたように、平成12年から問題意識としてはっきり持っておりましたので、アセスメントシートもそのときには既に使って、幾ら援助と言っても介入しろという形で突っ込んでまいりました。今、2,200件の一時保護が大阪で続いているというのは、疑わしきは保護しろというのがかなり徹底したことの結果だと思います。

しかしながら、そのためには御存じのように職員の疲弊度が非常にひどく、これでは組織がもたないというのが現場でございましたし、どうしても若い職員が次から次に入る中で、同じ水準でアセスメントするためにはどうしたらいいのだろうか。1事例を見ていけばいろいろな問題があるのは承知しています。毎年検証会議に、私も大阪府も出てまいりました。そうしますと平準化したアセスメントの高さを持つためには、インテークというところにある程度ベテラン職員を集中させて、どのケースにも初期アセスメントの水準を一定程度整えなければならないというのが最終結論でございました。

組織もそういうふうに現実に起こっていたことを精査しながら組織を変革してきたというので、何を言いたいかというと、初期アセスメントの強化が肝だということと、介入と援助のケースワークをきちんと積み上げるには約10年かかったという事実でございます。

弁護士さんの援助は平成10年ぐらいからかなり頻繁に、毎日のように弁護士事務所にお電話するような関係の中で、家庭裁判所の申し立てもかなり積極的にした結果、何が起るかとお申しますと、却下事例が出てまいります。逆に言えばそこまで大阪は突っ込んだということです。却下されるのを覚悟で福祉の矜持を守りながら、裁判所に対して臨床家として物申してきた。しかしながら、却下事例に出会っていくということも長らく経験しながら、子どもの権利擁護のために一步も譲らないというのが私たちの矜持としてやってまいりました。それでも、残念ながらいろいろな事件が起こったのは承知しているところでございます。

やはり児童相談所が技能を蓄積していくためには、うちでしたら400人近くの職員の技能を蓄積する計画と、蓄積された職員の配置と、それから先ほど言いましたように、若い職員が産休に入った後も働ける職場環境の維持がセット物でやっていかないとうまくいかない。

平成25年から検討したときには、ほぼ10年先までこういうプランでここを養成していきましょうということを内部で議論した上で、平成28年の改革に移っていったということで、何を言いたいかということ、児童相談所が置かれている法的対応の件数の状況であるとか、虐待対応の件数であるとかで、蓄積していくスピードは明らかに違うので、そこは考慮した制度設計をしないとうまくいかないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

井上委員、どうですか。今回の直接のデータではないのですが、関連性のデータだったので、大分はいろいろな形で進んでいて、児相にもかかわっておられると思うのですが、その辺の感覚は。

○井上委員 大分はこの資料の中にもあったと思いますが、平成18年から共同台帳をつくるということが肝でありまして、それはそれまで児童相談所が考えていたものを市町村にお願いしますと振ったのですね。振った段階で市町村も、これはどういうことだという形で見始めて、いろいろやっていたのですが、振った後なかなかフォローができないという状況の中で、大変な事例が時々出てしまった。それではいけないということで、次に児童相談所が見に来られるのですが、今度はそれに対して市町村はチェックされているという考えで、出し方を少し、私から言うともう少しスムーズに出せばいいなと思うところも構えてしまったりしてという事態がありました。

そこでその後、しっかりケースについてもう一度話し合おうという形で、これはチェックということではなくて、子どもの状態、家族の状態と一緒に考えていくときに、どういう知識が必要でどういう技術が必要で、そういったところを整理して共有することによって、それまでも大変な家族や、どうしようと言っていたことが、やはり考えていく方法があるのだということを経験したので、今みたいな体制がとれるようになったという状況なのです。

いろいろな苦勞するケースがあるのですが、そのケースをもとにして、しっかり市町村、それから県が話し合ってお互いの顔が見えて、こういう意味だということが伝えられるようになると変わってくる。そういうふうに思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

本当は自由にやっていただきたいのですが、もう一方だけ指名させていただきます。基本情報を共有しておこうと思って。直接に裁判所のことではないのですが、28条と虐待を中心にしてかかわっておられると思うので、大阪の状況はある程度江口さんからお話をいただいたので、全国的な家庭裁判所等の動きで、浜田さんが感じておられるようなところというのは、何かありますでしょうか。

○浜田委員 浜田です。

なかなか難しいですが、私は日弁連の「子どもの権利委員会」というところにも所属をしております、全国のどんな弁護士がどのように児童相談所にかかわっているかということも、あらかたは把握をしております。その中で、一つ申し上げられることとすれば、児童相談所が大小規模さまざまであるのと、それと多分関連しているわけですが、私も大阪にいます、28条なり親権制限なりというのは日常茶飯事でやるわけですが、全国的にそういう児童相談所またはそういうところにかかわっている弁護士が多いかということ、むしろ私どものほうが少数派であって、児童福祉にかかわりを持つ、または関心を持つという全国の弁護士の中でも、そういうことをやっている人はかなり少ないのではないかと思います。

これは実は恐らく家庭裁判所でも同様でございます、よその町から大阪に赴任してこられる裁判官は、最近でこそ減ったかもしれませんが、28条なんて初めてやりますという声もよく聞きますので、全国的な地域による差が大変に大きいと考えております。児童福祉法の平成29年改正等もありまして、裁判所のほうから漏れ聞こえてくる声を聞いておりましたが、このような児童福祉に裁判所がかかわらねばならないこと、またどのようなかわりをすればいいのかということについては、大変意識を持って日々考えてくださっているとありがたく思っているところではあります。

ちょっとザクツとした意見ですが、以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の浜田委員のご発言に加えると、家庭裁判所は以前よりは少なくとも、28条も含めた子どもの福祉にかなり理解が進んできているような気がするのですが、もうちょっと後れているのは検察かと。いわゆる事件としてやった分の、事件化されずにそのまま帰ってしまうということで起こる問題です。保護者の方にとっては事件化されなかったから、自分は問題ないのだというすごいプラスのイメージを持ってという形で、児相が逆に一緒にかかわりづらくするということもあるのかとか、我々は家庭裁判所のことを中心によく議論しますが、どうも今の時代であるならば検察も含めて議論をしていく必要があるのではないかと、個人的に追加をさせていただきます。

それでは、再度少し自由に御議論をいただこうと思うのですが、休憩を10分ぐらいとりますか、それともそのまま行きますか。ちょうど今は半ばなのです。

○宮島委員 トイレに行きたいと思えます。

○山縣座長 それでは、5分か10分、少し頭を冷やしていただいて、頭の中を整理していただきながら、後半は御発言のない方も自由に御意見をいただこうと思えます。

それでは、あの時計で、35分から40分の間に開始するという感じをお願いいたします。休憩させていただきます。

(休 憩)

○山縣座長 委員が一応おそろいですので、再開したいと思います。

1時間半ぐらいになりますけれども、ここからは余り制限をせずに、私のほうからも指名をせずに進行していきたいと思います。大きなテーマは最初に確認しましたように、児相の機能分化の話と通告の話、主としてここを中心に御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○熊川委員 浦安市の熊川と申します。よろしくお願いします。

先ほど奥山委員のほうから、市区町村のほうに通告があるとそれは児童相談所のほうに行ってくれというお話があったかと思いますが、宮島委員がおっしゃったように、浦安市でも特にそういったケースはほぼなくて、浦安市に通告があれば、その通告をしていただいた方に寄り添って、まず相談、支援をしていくというのが原則です。どうしても児童相談所の御意見、あるいはお力が必要なときは一緒に行っていただくということもありますけれども、少なくとも浦安市ではそういったことは児童相談所に行ってほしいとかそういう話は、今までしたことはございません。

○奥山委員 多分、医療機関から危険な事例を市町村に通告してしまうことがあったら、市町村で、通告者に寄り添って時間をかけたらまずいいのです。だからすぐにでも児相に連絡をしなければならない。要するに通告をするほうが、私たちの病院のように多数の通告をしているところは、このケースは児相、このケースは市町村と分けて通告をしているのです。本来であれば、どんな医療機関でもここへ連絡すれば危ないのも危なくないのも全部やってくれるというワンストップが欲しいのです。そうでないと、本当に危険なのを市町村に連絡して寄り添われても困るのです。子どもにすぐ介入してほしいわけです。そここのところのミスマッチが起きていることが、大きな問題ではないかと思います。それが今のご意見への反応です。

もう一つ、大きな問題として先ほど来話が出ていることは、児童相談所が余りに全国違うということです。都道府県推進計画策定要領の中にも書かれていましたように、全国どこでも子どもの権利がきちんと守られなければいけないということを考えると、児童相談所の標準化というのが本来は一番必要なことではないかと思います。どこの児相に行っても、どこの県にいてもその子の権利は必ず守られるという体制をつくっていくという目的の中で、機能分化の話もでてきています。先ほど来お話ししている、支援のために介入・保護が躊躇されるという説明がまだ使われている段階でいいのかということも含めてですけれども、本当に子どもの権利がどこの県でもきちんと守られるということを前提に、この議論をしていかなければいけない。できているところはいいがそうではないところもあるという議論の繰り返しになってはいけないのだろうと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員。

○宮島委員 どこの県でもどこの自治体でも、子どもの命と権利が守られる、家族が守られる、これは絶対に必要だと思います。その上で2つ程申し上げたいのです。今

は市町村も児童相談所も、とにかく基本的に虐待に関する話が入ったら、必死にそれをちゃんと確かめようという傾向は格段に高まってきていると思います。昨日も研修に行ってきました。研修は義務化された関係があって、こなせないぐらい非常にたくさん自治体に行かせていただいていますけれども、どこでも、そして、むしろ市町村のほうで、危機意識を強く持ち過ぎる程で、ミニ児童相談所化している傾向が高まっているように思います。

ある自治体で続けて研修講師をやらせていただいていますけれども、3年前と2年前と今年では全然違ってくる。今年とか去年ですと、このケースであれば連絡をしてきてくださった病院とちゃんと対面的なやりとりをして、どうかかわりが一番いいのかを、きちんと命を守りかつ支援を成り立たせるためにはどうするのかということ、対面的に協議することが必要だと私なんかは思うといった場合でも、これは「一時保護だ」、「とにかく病院を説得してすぐに児童相談所と一緒に保護に動くべきだ」というのがグループワークをしてみると、6つぐらいグループをつくりますと3つ4つそういう意見のグループが出てくるのです。

昨日は実は、自治体名は言いませんけれども、産科医療機関の人たち40人ぐらい、助産師さんたちに御出席いただいた研修会で検討しました。そのとき、0歳1カ月の事例を示して、夜中にお母さんが子どもに手を上げそうなのが怖くて電話をしてきた。これにどう対処しますかということを検討していただきました。そうしたら助産師さんたちは、とにかくまずよく話を聞いて、場合によってはその日のうちに、病院のほうで対処するとか、あるいは話が落ちついたら翌日の朝にもう一回連絡をして病院にお招きをするとか、あるいは実際にお母さんと子どもを産後ケア入院、最近この制度が充実してきたので、そういう形で受け入れますという回答がいっぱい来たのです。

実はそういうさまざまなカードがあるにもかかわらず、むしろ市町村も児相も強硬な対応ばかりが先行して行って、ちゃんとそのケースを見てふさわしい支援を組み立てるという前提が壊れそうになっている。このあたりに対する危機感を強く持っています。

一時保護についても、本来であれば保護者に説明をして保護する。あるいは在宅支援も検討できるにもかかわらず、0歳、赤ちゃんであると、危険度が高いということで、とにかく緊急保護が多くなって後が難しいというケースも多くなっています。

対応は多様な面から検討しないと危ない。前回、柏女先生が言ってくださいいましたが、いろいろ危険なケースがあるからと言って、対応を改めるときには同時に副作用も検討していくということが不可欠ではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○奥山委員 それはどちらかというと内容の問題なのです。宮島先生もおっしゃっているように、アセスメントがきちんとできているかどうか、先を読めるかどうかなのです。そこがちゃんとできていればいいわけで、そのアセスメントがきちんとできるような状況をつくり出さなければならないのに、今、それができていないところが結構あることが問題です。

それから、宮島先生はできるようになったとおっしゃるのですけれども、正直言って、私もびっくりするぐらい、児相の力は全国的に見ると下がっているのではないかと考えています。市町村のほうは場所によって少しずつ上がってきているという感じはあるのですけれども。例えば、児相に、地域で市町村も巻き込んで、支援計画を立ててくださいと言っても計画が立てられない福祉司さんがいるのです。それでは、さつき先生がおっしゃるように、支援が必要なのか分離が必要なのかというところまで行かないではないですか。どういう計画を立てたらどういう支援ができて、どうよくなるという先読みが全くできないのですから。そうなってくると、やはりそこは資格とか資質をどう向上させるのかというところに、結局結びついてくるのかと思います。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 できているとはとても言えないと考えています。ただ、姿勢は本当に変わってきていると思います。ただ、人材を育てるとするのは簡単なことではない。人がふえている分だけ、2年目、3年目、1年目という職員が非常にふえていますので、本当にアセスメントができない状況はとても多くあります。ですから、今日の議題の中心ではありませんけれども、そういった力量のある職員を育てるということは、短期的にも長期的にもとても重要であると思います。

あと、組織体としての判断力の向上というのはとても必要です。若い人が1人入ってくると、どんどん増員していますから、同時に2人とか入ってくる。例えば5～6人のグループを、1人のスーパーバイザーとか管理者が見ていたら、新規採用の職員1人につききりになりますので空白が出来ます。東京都の児童相談所なんかですと、100万人を対応していますから、児童福祉司が30人ぐらいいますので、1人が100件を持っていけばあるいは50件を持っていたとしても、3,000件とか1,500件をその児童相談所でマネジメントしていく、管理していくということですから、落ちが生じます。

やはり役所は攻められることに対しては実に防衛的ですから、本当は親御さんに攻められる以上に死亡事例が起こったら攻められるのをわかっています。ですからより安全策をとりたいと考えている。それでも、見落とされてしまうから死亡事例が起こる。これが決してなくなれないというのはあると思います。アセスメント能力をとにかく上げるということがどうしても必要になる。それが短期的に見てどうか、長期的に見てどういう体制が一番現実的なのかということを考えていかないといけないと思います。

○山縣座長 私のほうから、言葉を整理するという意味で、これまで福祉関係者の多くは、機能分化のところで支援と介入という言葉をよく使ってきて、それは在り方に関する専門委員会等の言葉遣いも、支援と介入というところで、介入のところになってくると保護者との対決がかなり前に出てきますというニュアンスで使っていました。ところが今回のこの調査報告書では、今度は初期介入と支援という形になっていて3つ目ですね。いわゆる初期介入に今まで余り使っていなかった役割が一つあり、かつ介入という言葉は整理上は使っていない。調査報告を見ると、実はその支援のところが幅が物すごくあって、並走型とか交代型という言葉遣いのときに、何らかの業務完了後というところがすごく違うのだろうと考えています。

皆さん方、議論をされるときに機能分化といったときに、どの言葉遣いでされるか

あるいはそこは正直、斜めの線が引いてあるように完全に皆さんで共有できることは難しいとは思いますが、できるだけその辺で、私はこういうような意味合いで使っていますと言うてもらうほうが聞きやすいかと。勝手に自分で解釈をして聞いてしまいそうなので。

○奥山委員 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書を読んでもらうと、支援と介入に分けるという書き方ではありません。これは相当そこで議論がなされたのです。支援も介入だろうという話もあり、報告書では「保護機能」という言い方になっています。通告、受理、調査、評価、一時保護、アセスメント、措置の機能ということで保護機能と書いてあります。随分議論をしてこの形になっています。もちろん、これが最善かどうかはわかりません。ここではそういう議論がなされたということは知っておいてほしいと思います。

○山縣座長 それも含めて、できるだけ言葉を共通化したい、できる範囲でということが言いたかったということになります。

○宮島委員 福祉一般で使われる介入というのは、関心を持って調査をすること、アセスメントをすること、支援計画を立てること、支援を行うことの全体を通じてかかわろうとすることの全体の意味で使います。困難を抱えて追い詰められている人にかかわろうとして、かかわり続けることの全体に介入という言葉を使う。どうもこの分野ではそういう使い方ではないことのほうが多かったと感じています。そして今回、初期対応という言葉に置きかえていただいているわけですが、私はそうですし、福祉を担当している方々の中では、そういった捉え方がむしろ多いのではないかと思います。

また、とにかく命を守ることで、絶対に引かないで向き合うということだとしても、そのことと、実際に何らかのサービス提供をすることか情報提供をすることは、いつもパラレルの関係で行っていくものであると思います。だから、そういうパラレルな全体を含めて、支援と呼ぶし、あるいはそれも介入とも呼ぶ。そういった使い方があると思います。ですから、本当に山縣先生が言ってくださったように、使い方には気をつけなければいけないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山委員 そこではっきりさせておかなければいけないことの一つが、ここでいう「初期対応」から支援をしていった場合、支援をしている中で悪くなって保護をするのは「初期対応」ではないという考えなのか、それは「初期対応」に当たるという考えなのかということだけは明確にしておいたほうが良いと思います。

○山縣座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 さっき初期対応に置きかえていただいて、私としては大分腑に落ちる感じがすると言ったので、初期対応ということばをどういうイメージで受け取るかということをお願いしてもよろしいでしょうか。

○山縣座長 はい。

○宮島委員 やはり実際の児童相談所で行われている役割分担でいくと、1回目の通告があって調査をする。1回だけではなかなか的確な調査ができないので、もう一回

やる。1回か2回あって最大1カ月ぐらいの間にその方から話を聞いて、大体のアセスメントがほぼ終了した、この部分についてのものを初期対応というイメージで受け取りました。

ただ、かかわりが続いていく中で、実は思っていたよりもずっと深刻化している。今までのかかわりとは違うということになった場合、それには初期対応という言葉は私は使わないと思います。ただそれは、むしろちゃんとかかわってあなたをサポートしますよ。あなたの家族を何とか守りたい、だからこそ、この深刻だと思われる私たちの判断は隠さずに申し上げますという対応は絶対必要ですし、そこは一番大事なことでと考えています。

○奥山委員 チームという形で考えるときに、どのチームが対応するかということだと考えると、例えば資料4の14枚目ですけれども、実を言うと私は3がおもしろいと思って見ていたのですけれども、これは支援がある中で介入・保護が必要になる危険性が出てきたとき、つまり危機対応をしなければならぬとき、それを「初期対応」と言っているのではないかと、この図を見るとそういうふう考えていたのです。

○浜田委員 よろしいでしょうか。

○山縣座長 はい。

○浜田委員 浜田です。

今、奥山委員から御指摘のあったものは、機能分化に関する実態把握のための調査研究の中で使われた表現ですけれども、ここの研究にも私はちょっと参加をさせていただいたので、その観点から申し上げます。

今、触れていただいたことにつながりていきますと、調査研究事業についてまとめた資料6の下のページ番号1のところをご覧くださいますと、この調査研究の調査結果概要と出てきております。ここの調査の中で言うております初期対応機能とは何ぞやということと言いますと、一番上の四角、線で囲んであるところにありますけれども、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの機能をもって初期対応機能と呼ぶ。支援機能というのはその後ろにありますけれども、親子関係再統合とか再構築支援など、このあたりについてを支援と呼ぶというふうに、ある程度の定義づけをいたしまして、調査を行ったということです。

先ほども御指摘があったとおり、初期対応といいながら最初から最後までずっと初期対応チームがかかわっていたりとか、ポイントで最後でまた出てきたりとかになるのはそのような理由に基づくものです。今、御指摘があったかと思えますけれども、場合によっては子どもを一時保護してきたりとかいうふうなことまでが必要になるということをイメージしていただくといいのではないのか。ごめんなさい、これの報告書を持っておりませんので、記憶だけでしゃべっておりますので不正確なところがあったら御容赦願いたいたのですが、ざっくりで申し上げますとそういうことです。

○山縣座長 ありがとうございます。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 この調査を私たちが臨床でやっていると、初期対応をして緊急性が最初は高いと思ったのですが、5日間あるいは3週間という状況で見ますと、これは在宅支援でやっていますと。在宅支援で支援していたのですが、ある日、子どもがま

たすごいけがをしてしまって、これはいけないと判断をしたときにまた取り上げるわけです。そこでアセスメントとその後どういう家族の変化があったかということを考えて、これは要支援2でいっていたのを3に上げなければいけない、場合によっては緊急で、これが続くようだったら4になるという格好の考え方をもってして、また見ていって、経過を見るとまた落ちついてきましたという格好で、5～6年見ている間の中に3回、4回とこういうことを繰り返しながらというケースがちょうどこれに当たるのではないかと考えています。

○山縣座長 江口委員、どうぞ。

○江口委員 大阪の現状だけを申しますと、インテーク部門に全件入りますと、基本は48時間以内にアセスメントをなささいということで調査を徹底的にかけます。その中で一部、その時点で危ないとなっている場合は、チームをつくって保護に走ります。インテークチームと相談対応課のチームが一体的に動かないと間に合わないという事態になった場合は動きます。同時に3件、4件立入調査があるということがたまにありますので、そういう体制をとらざるを得ない、マスメリットを使わざるを得ないと考えています。

その中で例えば面前DVであるとか、一部の泣き声通告はうちは外部に出しますので、どういうことを行っているかということと主にトリアージ機能をそこで集中的に行っていると御理解いただけるとわかりやすい。

その後、相談対応課で保護するところまでやりますので、いわゆる調査から保護までを相談対応課で一貫して、いわゆる昔でいうところの緊急対応体制という言葉が使われていた時期があったと思いますけれども、ここまでの機能を相談対応課に与えているということでございます。

現実はこちら動くと、現場ではそう理解していますので、逆に言えば6割から7割のトリアージが終わると危ないケースが2割から3割残る。ここに集中的に資源投下をしなければ児童相談所の専門性を発揮できませんので、トリアージ機能で行って割り振りをしてしまって、残ったところに全人員がガッと入るということで、効率化、迅速化を図っていると御理解をいただけるとイメージが湧いていただけるかと思います。

以上です。

○山縣座長 確認させていただいていいですかね。

○江口委員 はい。

○山縣座長 今のことも含めて、最初江口委員のほうから提出資料の1ページ目の機能分化等について、介入と支援を並行して進める必要があり、新たな機関をつくるのは反対であると、今、そういう意見、意思表示がされていますけれども、このときの初期対応という言葉は、ここではどこに入っていますかというのが1点です。初期対応のイメージのものは。

もう一点は、この別紙1-1を見たのと、先ほど奥山委員も参照された調査報告のパターンの14の1から4の分類で言うと、大阪府は2の形なのか3の形なのか、どちらに分類されているイメージで私たちは聞けばいいのでしょうか。

○江口委員 調査に来られたとき、私は岸和田の所長でしたので、調査に来られた方も大変どうしようおっちゃんっていたのを覚えておりますけれども、まず今、相談対応

課ワンストップで受けているところで、初期対応から保護まで一貫してやっている。この中で相談対応課が介入機能と従前言われていた支援機能を同時に果たしていますということをお願いしたい。当然一時保護から帰すとき、繰り返しますけれども、家族の修復機能を果たさなければ一時保護所から帰せませんので、そこは一体的にやります。しかし、長期的に家庭から分離すると判断したら、あるいは法的対応で28条が承認されれば、その後は社会的養護の枠組みでしっかり支援しますという分け口はピタッと分けているということです。

保護者にもある意味わかりやすく、あなたはここで生活するのですということがわかって、子どもにも当然説明をした上で、これからどういう支援計画をしますというものも、保護者にも子どもにも説明した上で、やっていくというチームを分けたという理解で言うだけでしたら。ただ、これをどこに調査機関が分けられたのかは、わかりません。当時は調査機関の方は大変難しいとおっしゃっていたのだけ覚えていてのことです。

○山縣座長 スタートが真っ黒けの初期対応で、斜めになるのか切れるのかはわからないけれども、そこから分離して最後まで二股に分かれているという感じですかね。

○江口委員 多分、斜めの線がある形ですかね。のり代についてはきちんとマニュアルで整備しましたので、のり代はきちんとつけます。

○山縣座長 わかりました。

奥山委員のほうに、またこれも先ほどの御意見に対しての確認なのですが、いいか悪いかというよりも3に興味がありますと反応をされたのを前提に考えたときに、これは初期対応と支援という部門が、児童相談所内にあって、いわゆる庁内の役割分担をイメージして先生は意見を言うておられるのか。それとも外部機関にまで出すという、例えば市町村と児童相談所が一緒になって、その両方の機能をアセスメントするような外部機関なり、あるいはそれをどこか児相に置くか市町村に置くかは別にして、そういうイメージでこの議論をしておられますか。どちらでしょうか。

○奥山委員 資料4の14枚目の3に関して、担う部署や機関は、自治体の構造によってかなり違いがあると思います。例えば政令市や中核市や特別区では、この「支援」というところを区や市、東京でいえば子ども家庭支援センターがずっと支援をしていく中で、危機対応が必要になった時に介入・保護機能として児相が入りますということが出来るのだと思います。

県の場合は、市町村がばらばらなので、ある程度支援のことも児相が担わなければならないことが多いと思います。そこを児相という1つの機関でやるのか、2つの機関に分けるのかというそれはまた考えなければいけないとは思いますが、機能は少なくとも2つに分けておいたほうがやり良いと考えます。

やはり、支援をしている人が子どもを分離していく人と同じというのでは、親の側から見れば支援なんか受けたくないとなってしまっただけです。その親の分離された怒りなどを全部受けとめていくのも市町村を中心とした支援の役目だと思うのです。そういうところが継続して支援していきながら、介入・保護が必要なきは児相が介入・保護をしていく、あるいは保護が必要かどうかのアセスメントもしていくということが必要になってくると思います。

○山縣座長 さらに確認なのですけれども、今、東京都の区部がかなりの区がいずれ、順次児童相談所を独立してつくろうという流れにあると聞いているのですけれども、その段階においても今の先生のお考えは同じように、児童相談所と区の家宅在宅部門というふうなお考えで聞いていいのですかね。

○奥山委員 基本的にはそうだと思います。さっきおっしゃったように、一部当然、オーバーラップしてやらなければならないところはあると思いますけれども、バサッと分かれるのではなくて、支援はずっと支援、そこに介入・保護のことが入っていくという形ではないかと私は思っています。ただ、政令市や特別区の場合は、同じ自治体なので職員が異動できるのです。継続支援を行う経験を持ちつつ、介入・保護の機能を持つところ、つまり児童相談所に異動するということができるのですけれども、県の場合はそれができないので、私も確かに皆さんがおっしゃる不安も持っています。

なぜかという、介入だけやっていたらさっきの先読みができなくなるのです。しっかりと家庭とおつき合いすることを経験していないと、この家庭に関して、先はどうなるかという読みができない人になってしまう危険性があるので、県の場合には、市町村に支援はお任せして、県は介入だけというのは難しい部分はあるというのわかります。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

中身を確認しながらいかないといけないと思っけていまして、ほかはいかがでしょうか。

佐藤さん、よろしくお願ひします。

○佐藤代理 今の関係で、山口県の例でいいますと、今年度から本格的に市町の支援拠点の設置ということで動き出したのですけれども、本当に今、言われたように、在宅の母子支援は市町のほうでできるようにということで、これを3年ぐらひかけて、実際にはもっと時間がかかるかもしれませぬけれども、その力をしっかりとつけていただくということで、児相のほうと一緒にあって、今、力をつけている状況です。

児相のほうは本当に保護といいますか、そちらのほうを視野に入れたものに今後手厚い力を注いでいくと、そういった方向に私としては流れるのではなからうかという感覚で、今、捉えております。

○山縣座長 同じく、データも山口県から出しているというのがあるので、その通告の関係、先ほど自治体によって違う感じがありましたけれども、山口県というと、市のほうに通告されるか県のほう、児相に通告されるかというのは、通告される方の判断に完全に任せているのか、ある程度こういう機関はできるだけこちらにと、そういう情報提供みたいのものはあるのですか。

○佐藤代理 やはり2つの組織がありますので、危険度が高い場合は児相にとかいうことはなかなか言えませぬので、そこは児相と市町との間でその辺の危険度のリスク管理、センサーと言いますか、その辺の共通認識は持ってもらうようにして、それこそ今年度から、泣き声通告とか警察からの面前DV、面前DVの場合も確実に子どもの安全は守られていると、そういう状況のものは市町にお願いをしますということでやっております。

市町のほうもなかなか差があるのですけれども、市町によっては、泣き声でしたら

児相には言わないと、自分のところで処理をしますと。児相も市町の要対協に、ケースでない場合は全部把握していないとかいうのもありますので、泣き声なんかですと市町独自で処理をされているというケースはございます。

○山縣座長 市町村に通告があった場合に、今、泣き声とか例外的と位置づけられているものは別にして、それ以外のものは速やかに児童相談所に少なくとも情報は提供されて、市町村が主体的にアセスメントしながらやる事例と、県が主体的にやるやつと、情報を共有しながらやると考えていいのですか。

○佐藤代理 それ以外のものでしたら、情報を共有しながらそこは児相が引き取りましょうとか、市町にお願いしますとか、そのあたりは決めながらやっております。まずは子どもの安全を確保した後の対応にはなりますけれども、その後、正式にどちらがケースとして持とうかというのは決めております。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○江口委員 そのこのところはとても大事なので、実際のところ、先ほどの部分的な強化型のパターンで見ていったときに、市町村でやっていける市町村の場合、児童相談所がこの市町村だったらやれると判断すると、さっきの要支援3、4であったとしても、児童相談所は認知しながらも市町村を中心としてやっていただいて、定期的にフォローしていくというやり方でやっている。同じようなケースが市町村さんがとても人員的に少ないとか、そういった意味で難しいと判断された場合、同じようなケースを今度は児童相談所はずっと見ている、同じ児童相談所の中で、そういったところの判断をしながら使い分けしているというのが現実だと思います。ですので、クリアカットにというのはなかなか難しいのではないかと思います。

○山縣座長 最終報告書がいろいろありますだけで終わったら大変で、ある程度地域差とか、こういう人口規模だったらこれぐらいとかぐらいは何か示さないと、いろいろありましたで終わってしまうと、我々の仕事が終わってしまわないという気がします。

ごめんなさい、いろいろ確認をしながら、できるだけ報告書をイメージしながら整理をしております。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○宮島委員 今回、お配りいただいた資料5に、さまざまな例が挙げられていて、時間の関係で説明は簡単だったのですがけれども資料は読ませていただいて、どれも現実的な対応をしているのだということを強く感じました。横浜市も大阪府も、本当に危険なケースに、これは集中的にかかわらなければいけないということにガッと力を入れる。さっき江口委員のおっしゃったような体制をどうとるかという例が大阪府と横浜市の在り方なのだなと。

一方、大分県とか神奈川県児相は、これは都道府県の児相ではあっても、いろいろな市町村の事情があったとしても、そこの役割分担なり協力をどう具体的に実質的に進めるかという取り組みで、両方とも「一緒に動く」ということをやっている。こっちだあっちだというよりも、一緒に動いて連携プレーを重ねる中で、このくらいまで守備ができるのだということの理解が重なっていく。強制的な調査以上に、任意調

査の練習を重ねている。資料にある「どこでもドア」というツールを使った例などは、なるほどと思いました。やはりこういったスキルを上げていくということを具体的に、実践的に、一緒に積み重ねていくということがとても重要だということ資料から教えられて、本当にこれが大事だと思います。

○山縣座長 余り振らないでいたのですが、座長代理が静かにメモだけして座っていますので、発言をとめているわけではないので、北海道が大変な状況な中から来ていただきましたので、どうぞ。

○松本座長代理 先ほど山縣座長がおっしゃったように、機能を分けるというときの分ける機能というのはそれは何かというのは、かなり具体的にしておかないとまずいだろうと思ったということなのです。それはもうちょっと議論をしながら整理をしなければいけないと思うことと、今、自由に議論をしているのですけれども、幾つかの条件があると思うのです。

例えば、保護機能といったときに、今、警察に割と連携をするというときに、それが進んでいくと考えるのか、どういう形になるのかと考えるのかでも、大分兎相の組み方が違うとか、あと司法関与のことも、やはり司法的な仕事がどこまで兎相をやるという前提で考えるのかどうかで、大分違うような気がするのです。

今の兎相、現状をもとにどうかということもそうですけれども、5年後、10年後、どういうふうに兎相を取り巻く環境がなっていたらいいのかということとセットでもう少し提言するなり、ここをまとめるのだったらまとめていかないと、いろいろあるという話になるように思ったことが一つです。

もう一つは、この間の議論でビジョンなんかの関係でも、在宅支援を強化していくというときに、在宅措置のようなことも含めた、かなり在宅支援の枠組みをもうちょっと制度的に強化していこうという一連の議論、流れがあったと思うのです。それはまだ途中といえば途中ということだと思いますけれども、それとの関係で兎相と市町村のいろいろなやりとりの枠組みもつくってきたということを、どの辺まで在宅支援の枠組みのようなものをかなり強化していくのか。それは前のワーキングで考えたときには、やはり兎相と市町村と両方で関与するのですと。

そのときの重点の置き方がどう違うのかということをちゃんと整理しましょうということで、ただきちんとした、単に在宅支援というだけではなくて、そこに法的枠組み、制度的な枠組みを持って行って、そこにお金が回るような仕組みも考えましょうというようなことが議論であったので、そういうことを何か念頭に置いて、兎相と機能をどう考えるかと、今はないもの、途上のものですが、そこはどうかということも含めて、御議論、仮定の話ですが、どういう条件のもとでこう考えるということをしていかないと、なかなかまとまらないかと思いました。それはどういう条件設定があるかということは、まだ頭に考えがまとまっていないのですけれども。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、松本委員が言われた分の在宅措置というのは、いわゆる2号指導を公式にかけてというニュアンスですか、それとも2号指導以外のものも何もかも含めた感じの言葉遣い、どっちで聞いていればいいですか。

○松本座長代理 これまでの議論の延長でいうと、むしろそれも含めてですけれども、措置費が回るような仕組みをどうつくるかということが1個あったということです。そうするとやはり支援計画をきちんと立てる。支援計画を立てる主体はどこかとか、どこが関与するかというような、ここでいうと支援マネジメント機能になるのかもしれないですけれども、それは現実的にどこが担っていくのがあり得るのかということです。

それと市町村の支援拠点の関係ですよね。そこをどこまで条件としておくのか、条件が多過ぎると逆に何もわからないということになるので、幾つかのパターンを考えてやるしかないのかと思うのですけれども。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山委員 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書の中では、在宅措置という言葉を使ったのは2号措置を見相がかけて市町村にその中身は委託するというようなことを考えています。要するに行政処分であるという考え方です。ただそれにとどまらず強化していかなければならないことは確かで、しっかりと支援計画を立てて実行する必要があります。

もう一方で、さっきの2号措置に、今度平成29年改正の司法関与が加わったわけです。あれもどう使っていくのかというのをしっかりと明示していかなければならないわけです。それは今回の議論ではないのですけれども、そういう意味で言うと、司法関与は確実に今後も高まっていくと思います。それは本来やらなければいけないこと、つまり子どもの権利条約の9条を考えたら、本来は一時保護も司法関与の対象にならなければいけないのでしょし、そういう意味では司法関与が増えていくということを考えれば、見相の大変さも増えていくのではないかと思います。

○山縣座長 先ほどの松本委員のやりとりの形のベースにあったのは、今、奥山委員が言われたようなことも含めて、児童福祉法に基づく2号指導を児童相談所が直接やるパターンと、いわゆる行政、主として市町村がやるパターン、そこまでが前の議論だったと思うのですけれども、さらに児童家庭支援センターとかそういう民間機関に指導委託できるパターンと、さらに委託はかけないけれども、法的な対応はしないけれどもお願いをするようなものがあって、機能分化というときに当然アセスメントを前提にするということと、全体の大枠の進行管理はきっと委託者がしないといけないのだと思いますけれども、今は見相内の機能分化の話をしていただけけれども、市町村とかいわゆる外部機関との機能分化も頭に置きながら整理をしているということになります。意図はそういう意図でやりとりをしていました。

ありがとうございます。

ほかは何かございますでしょうか。熊川委員、どうぞ。

○熊川委員 先ほど泣き声通告とか面前DVの関係のお話が出たと思うのですけれども、泣き声通告ですと実際にお子さんがベランダに出されているとか、例えば家のドアの前で泣きじゃくっているとかというのだったら、その家庭がわかるのですけれども、実際に声だけだとわからなくて、実際にどこにその小さいお子さんがいるのかわからないというケースも多々ありまして、よく見相さんのほうに連絡がいった場合、見相

さんから市町村に住基確認で連絡が入ります。そのマンションの何階に通告があったのだけれども、どの部屋にそういった小さいお子さんがいるかわからないということで連絡が入ったりもします。

あと面前DVですと、近所の方が警察に電話をしたり、あるいは御夫婦のどちらかが警察に電話をしてこういうケースがあったということで、警察から市町村に連絡が入ります。その後、市町村がその家庭に行って状況確認をしたり、泣き声通告ですと、児相さんと一緒に泣き声通告の家庭の訪問に行ったり、あるいは市町村が直接訪問に行ったりというケースもあります。

あと一時保護のときに、それまで支援をしていた市町村が一時保護をするというのと、一時保護は市町村に権限はないのですけれども、市町村が行くとなると、今まで支援をしてきた流れ、つながりが消えてしまいますので、児相さんが行ってお子さんを一時保護して、実際に一時保護をした後、今度親元に帰すときに、市町村が支援をしていくというつながりがいいのではないかと私は思っています。

以上です。

○山縣座長 具体的なお話、提案をありがとうございました。

どうぞ。

○宮島委員 児童相談所がやる部分、市町村がやる部分、でも民間にももっと入っていただかないと、両方で人材も力も足りない。民間にどんなことをお願いしているのか、というと、里親の関係についてはかなり委託も進んでいますが、そのほかのことはまだそうでもないですとなっています。これがなぜ生じているかといったときに、里親に関することは児童福祉法の条文に、この業務は委託できるという規定がちゃんと書かれている。これが、とても重要なことだと思います。

今後、今でも2号措置は児家セン等には委託できるわけですが、委託をもう少しいろいろな面で、バリエーションを広げていくためには、この部分は委託できるということの例示とか、あるいは、できる規定を設けていくということがとても重要なのではないかと思います。

安全確認とか、児童の状況の把握も今、委託している例はあるようですけれども、それらは一つ一つ吟味しないと判断はし切れませんが、任意のものであってもかなり権力性が高いものであるように思うのです。

こちらはただ所在だけを見に行く、姿がわかればいいということで民間に委託しているということだと思われそうですが、来られる側の住民の方にとっては、まさに権力が来たというような受けとめ方になって、やるほうと受け手の間にそごが生じる。この辺は下手をすると、国民を追い詰めて人権を奪う可能性もあることなので、どこまではオーケーなのかというあたりを整理して、必要なものについては法的な裏づけを与える、それが役割分担とか機能を分けていったり、あるいはこの辺が足りないから民間に委託してもっと強化していくという上で、不可欠なことではないかと考えます。

○山縣座長 ありがとうございました。

江口委員、お願いします。

○江口委員 今、宮島先生からお話がありましたので、民間委託については大阪府は

スタートしております。常勤職員がいる時間に限り委託していますというのが、何かあったときに駆けつけられるという体制をとるためです。

2点目が賛否両論あった中で、行って子育て支援をしているNPO団体をお願いすることといたしました。毎年検証を行ってまいりました。結果としましては、ほぼ9割以上で効果があったという検証結果です。なぜなら、本当にインテーク部門でこれはかなりリスクが低いだらうというアセスメントが終わらないケースは、安全確認は行かせていません。1次調査、2次調査が終わって、ほぼ大丈夫だらうというケースに限り行ったいただいていますので、児童相談所の職員は、どうしても安全確認の仕方が心配な通告がありましたからという感じに入るのですけれども、民間団体は日ごろ子育て支援をされているものですから、お米屋さんのお伺いみたいな感じで、元気にしてますかと入ってくださるのです。

保護者からの反応も随分拾いました。随分受けやすかったし、私たちがやっている子育て広場においでというような言葉がけもしてくれて、私たちの狙いとしては、そこはニーズを拾ってニーズに早く結びつかなければ再通告がふえる。これは調査結果からも再通告は減っています。要するに子育て支援を早く提供すべきケースが、提供できないがために、再通告を繰り返すと、これはアメリカでもほぼ同じだと聞いていますので、日本でもそういう構造が起こるので、できるだけ早く子育て支援サービス、逆に言えばニーズアセスメントのほうにウエートを置いた入り方をさせていただいています。

2点目が、市町村も支援というのには指導の部分が入ると私は理解していて、今、市町村の受け入れ研修をずっとここ数年やっていますけれども、市町村の人がいみじくもおっしゃっていたのは、児童相談所がどんな判断で一時保護をするのか、その後施設に行くときにどんな判断をしているのかを全部一緒に入ってもらいます。

立入調査も同行してもらいますということは、そのケースが展開していく動きを知ることによって、いみじくもおっしゃっていただいたのは、市町村がやるべき調査の中身がよくわかりましたと。いわゆるリミットアセスメントができるようにトレーニングしたいというのが私たちの思いです。ここまで来たら限界設定をとるところも市町村も見据えながら、お母さんこれ以上やったらまずいですよと言える力を持ってほしいのです。

要するにリスクアセスメントとニーズアセスメントとリミットアセスメントが同時並行的に、市町村と都道府県の児相で重みづけは違うもののうまくいけば、これは市町村の力量によって違いますけれども、少しずつ変化していきだらうという思いを持って、今、やっているところです。

児童相談所の職員も先ほどありましたように、介入ばかりやって支援を知らないという部分がありましたので、しばらく市町村に1年間派遣しました。市町村でやっている窓口業務の部分についてもしっかり学んで帰ってきてほしい。それが今、うちの児童相談所の中核になる判断ポジションにいますので、両方知りながらマネジメントできるものですから、何でも介入という言葉の裏腹には支援がついていらずと言っているのは、お母さん方のいわゆるニーズをキャッチできなかったら本当の意味での家族修復支援はできないのです。

若い子にいつも言っているのは、リスクアセスメントだけをしたらあかんと、ニーズももし出てきたらきっちりキャッチして、最終的には組織的なリミットアセスメントをして、ニーズはあるけれども、子どもの権利が優先するかを判断しなさいと、今、口酸っぱく言っているのですけれども、これを分離したケースワークの展開は少なくとも大阪府では許さないと。

それぐらいの気構えで若い子を育てないと、先ほどありましたけれども、見立てができる職員を育てるためには、その見立てをするプロセスを全部示さない限り、絶対見立てはできないのです。そういう職員を本当に育てようと思ったら5年かかるというのは、最低限の年数で、今うちの70%は5年未満の職員なので、幹部が振り回されている状況ですけれども、本当にOJTを含めた組織的な市町村との研修体系を一回きちんと、都道府県ごとに状況が違いますので、検討すべき時期に来ていると判断しています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田です。皆さんそれぞれから、現場での取り組み等をお聞かせいただいて、現場に直接いるわけではない私としては大変勉強になる話だと思って、ありがたく拝聴しております。

組織内での役割分担ということについて、私は今日のところで何かを申し上げるまでの意見というのはまとまっていないところですが、今日の今までのお話を聞いている中で、最初のほうに座長が視点ということで、幾つか設定なさった中で、新たな機関、それは例えばトリアージにするのかとか、介入や支援の組織でも何でもそうですけれども、組織を何らか今とは違うものを新たにつくるかという点を考えますと、それはなかなか難しいというのが今日の印象でございます。

要するにそれは、例えば、今も江口委員からもありましたとおり、児相から市町村への人事の交流とかも無理ではないのでしょうかけれども、より流動性のあるような人事の配置等がやりやすいという意味では、それはやはりいろいろな機能を持った組織、塊が同じ組織の中にあるほうが制度としても組みやすいのではないかという印象を受けました。

今はザクッと言っていますけれども、例えば本来私は通告の受け手の機関のところ、今日はトリアージセンターという言い方でも出てきていますけれども、通告の受け手は本当は1カ所であるほうがいいと思っていて、そこは奥山委員から御指摘のあったとおりで、これはどっちにかけたほうがよりいいのだろうとか、もしかけてこれはこっちではないと言われたらどうしようというときどきするだけでも時間のむだです。そういう意味でいうと一本化できるほうがいいとは思っているのです。

ただ、そういう機能を持ったところを形上も別の組織としてつくり上げるのがいいかということ、今、申し上げたように、そうではないほうがむしろつくりやすいのではないかと。それはよくも悪くも柔軟性を持って仕組みをつくれるということにも、そのほうがつながりやすいのかと感じました。柔軟性というのはもしかしたらマイナス方向に働くことかもしれませんけれども、現実として児童相談所の在り方とか規模と

か管轄区域とかの在り方が全国多様な中で言いますと、組織の組み方、拠点のつくり方についても、やはり柔軟性があるほうが現実に即したつくり方になるのではないかと感じました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の部分で同じように確認をさせてもらいたいのですが、浜田委員の全体の流れを聞くと、分離は機能分化、独立機関は必ずしも好ましくないと、それを前提に考えたときに今のお話は、かつ一本化したほうがいいというときに、児童相談所に一本化するというイメージで聞いていいのでしょうか。後で意見は変わっても結構なので、現段階でいうとそういうイメージで今のお話をしておられたと聞いていいですか。

○浜田委員 はい、現状のイメージとしては、児童相談所でやると。

○山縣座長 そのときには、山口だったか忘れてましたが、いわゆる泣き声通告、明らかに見えている状態で虐待で泣いている状況でないような泣き声通告も、全て一本化するイメージで今、議論をされている。

○浜田委員 ごめんなさい。具体のところまではなかなか難しいのですが、今、私が申し上げたのは、受け手が1カ所であるということです。ただ、インテーク機能のところで大府府は半分以上が終わってしまうというお話もありましたので、その受け手のところからの発想ではありますけれども、そういうことになりますと泣き声通告的なものについても、その機関でやっていただくということに帰着しようかと思えます。

○山縣座長 了解しました。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 電話をかける側が誰かによって大分違うと考えます。住民の方であればどっちがどっちなのだということは確かにあって混乱をなくしてワンストップで1カ所の番号のほうがいいというのはあるかと思えますけれども、現実の問題として保健センターや保育所や学校等はむしろ選べる方がいいということが起こっているのです。むしろ今、いびつになっているのは児童相談所でいえば、警察からの通告が50%になっていることではないでしょうか。警察は全ての事案を児童相談所に一本化しているけれども、むしろ福祉関係とか教育関係は選んで連絡をしている。そこでもっと本当なら警察のふえ方以上に、子どものそばにいる人たちがもっと活発に連絡できるようになることが必要です。しかもただの1本の電話ではなくて、踏み込んだ内容を意見交換できる。そのことで情報を確認できる。そうでなければ適切なアセスメントはできません。このあたりのゆがみを何とか変えることのほうが、私は緊急度が高いのではないかと思います。

警察が一極集中して児相に通告しているのを何とかする。そうすれば、かなり、本当に必要な事案に力を注ぐことができるようになるだろうと思います。ただ警察が変えてくれるかどうかという問題もあるので、時間がかかりますから、その交渉を優先しろというつもりはないのですが、ただ実態はどうかというのをお聞きしたいです。警察が対応の中で安全確認ができていますという例も載っていた。あるいは、警察が児童相談所に送る事案のほとんどは軽微なのだという調査結果も出ている。

だとすれば、警察のほうでちゃんと送るときには処遇意見をつけていただいて、しかも児童相談所と対面的なやりとりをそこですることになれば、かなりそこでトリアージができるのではないかと考えます。通告全体の中の50%ですから、ここそやはりトリアージをしていかないといけないのではないかと考えます。

○山縣座長　どうぞ。

○奥山委員　私はどっちに連絡するのかを通告者に委ねるのはいびつだと思います。例えば我々の分野で言えば、医師は病院をいろいろ変わるわけです。地域によっていろいろ事情があると、その地域の事情を全部知らなければどっちに通告するのか決まらないという話になります。やはり虐待だと思ったら一カ所の「ここに通告する」となっているほうが通告数は上がっていくと思います。

そういう意味で考えればやはりワンストップです。そして、そこでやることは江口先生がおっしゃっているトリアージではなくて、スクリーナーとしてのトリアージだと思うのです。いわゆるスクリーナーとしてのトレーニングを受けた人が、電話を受けて、質問しながらスクリーニングをすることになります。関係機関からの連絡で、緊急ではない、市町村に支援に来てもらいたいというのだったら、通告している関係機関の人が言えばいいだけの話でしょう。でも、虐待があると思っているから通告しているわけです。そこはきちんと分けたほうがいい。

しかも、今は「189」が通告だけではないのです。相談も「189」でいいですと言っているから、両方一緒に入ってきてしまっている。それは避けたほうがいいのではないかと。通告の窓口と相談の窓口は分けるべきでしょう。相談の窓口の中に緊急度の高いものが入ってしまうことはあるかもしれません。しかし、「虐待が疑われます」という電話と、「育児の問題があってこのままではいずれ虐待に至るかもしれないので相談したいのです」という電話は分けたほうがいいのではないかと私は思います。

○山縣座長　ありがとうございます。

江口委員。

○江口委員　まず市町村が通告窓口になって、かなりの時間的な経過がたっています。何が起きているかということ、大阪の現状から言えば、先ほどありましたように保育所であるとか、幼稚園、学校、小学校ほとんどが市の機関です。市の機関でこの間、要対協が調整を進めてまいりました。そうすると日ごろから市の機関が結構顔を合わせるようになり、そこでの情報共有がかなり進んできていて、これはどうしたらいいだろうというのを受け出している市町村がかなりふえています。この部分が遮断される可能性があって、この部分をどう調整したらいいのかというのが現場では気になっています。

それから先ほど言ったように、市町村も支援と指導というこの両機能を持つべきであるということから考えて、必ずしもどっちにかけたらいいかというのがゼロではないですが、最近はどうにかかけても内容でスッと渡しますので、それで問題が起こるのは私は余り聞いたことがない。例えば頭部外傷で市に入っても、すぐ市は必ずこれにリミットをかけて、これは児相というので、そのいわゆる双方向のマネジメントが機能すれば、ほとんどこの問題は多分解消するのではないかとというのが私の思いです。

いわゆる養育支援から要保護の7割のギリギリのラインの層を、今、市町村が拾い出しているので、ここの層の見落としのほうが私は怖いという思いがあり、死亡事例の多くが要支援のケースが急激に死亡するというケースが立て続けに起こっていますので、この部分を市町村がしっかりグリップしておいてほしいという意味で、2本のままではどうかと思っていますところでは。

以上です。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 要支援は市町村に情報提供、それはそのままがいいと思います。ただ要保護、虐待が起きているらしい、虐待が疑われるということの連絡が通告です。もし要支援の中で虐待が起きているとしたら市町村が児相に連絡を入れても構わないと思います。そのスクリーナーがきちんとやることは、もう一つ警察との連携もスクリーニングしなければならない。それも入ってくるわけで、緊急で24時間以内に警察も伴って訪問すべきケースなのかどうかということのスクリーニングも当然入るわけです。子どもを守るためにはそういうことも含めてできるような体制をきちんととるべきではないかと思っています。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 住民の方や近隣の方が心配して虐待だと思った、そうしたら速やかに連絡できる、アクセス性を高めるというのはすごく大事なことだと思います。ただ、そのためには相当、前の委員会でもそうですけれども、専門性のある非常に高い人たちが相当程度の人数で24時間体制を整えなければ、実際には実現できないですね。

今、私のゼミにも、複数の時間外の電話を担当して引き継ぎの書類をチェックするという経験をしてきたゼミ生が2人ぐらいいますけれども、やはり現時点でもかなり専門職採用をして、研修もやっても実務を知らない。現場での対応を知らないので、適切に判断し切れないというのがかなり多くなっているということを聞いています。非常に危機感を感じます。

本当にそれだけの体制が整えられるならば、住民の方にとってよりアクセスできて拾えるようになると思うのですけれども、それは目指しつつも、今の状況の中でそれをやったときに、逆に落ちてくるもの。今、本当に緊急に対応して強化しなければならないのは、保健センターとか保育所とかあるいは学校とか、そこが躊躇なく連絡をしてきちんとやりとりをできる体制こそが、緊急度が高いやらなければならないことなのではないかと考えます。

○奥山委員 宮島先生のおっしゃる「緊急度」だけで今までやってきているわけです。

○宮島委員 対策の緊急度。

○奥山委員 今までの「対策の緊急度」でやってきたわけですよ。だから児相にばかりいろいろな権限をくっつけてきてしまったのです。それはもうやめたほうがいいと思います。本来どうあるべきかというのを考えて、それに対してどう向かっていくかというのを考えないと、「対策の緊急度」だけでやって来たのが今の問題だと思います。2000年以降、その前からかもしれないけれども、結局ここがだめだから、とりあえずこうしようとやってきてしまった。平成16年改正で市町村に通告する方向性ができたのも、通告数をもっとふやさなければいけないという時期に、いろいろなとこ

ろで通告できたほうがしやすいだろうとそういうことをやってきてしまった。最終的にどうあるべきかというのをまず考えるべきではないかと私は思います。今の状況でちょっと何かやれば良いというだけではだめだと思います。

○宮島委員 おっしゃるとおりだと思いますけれども、今までは人員の体制も充実させずに、実際上は人もつけずに、権限だけを与えてきた。踏み込む対応をできるようにした、鍵を壊して入ることにしました。でも、ほとんど実績がない。やっとな人を配置しましょう、まだ努力義務ですけれども、市町村に拠点をつくりましょう。やっとな実質的に担えるというようなそこに踏み込んできたわけです。緊急でやるべきと言って仕事だけをふやしたけれども、体制の整備はほとんどされてこなかった。

緊急とさっき言いましたけれども、ただ形だけの対応を進めるというのは大反対です。それは奥山先生も全く同じだと思いますけれども、実質的に担えることとして優先度の高いものをちゃんとやらなければいけないという意味で、さっき申し上げたので、形だけを整えてやったことにしたようなそういう対応を求めていることでは全然ありませんので、そこは申し上げたいと思います。

○山縣座長 もう一回、3分だけ議論を整理させてもらっていいですか。今のやりとりも含めてですけれども、奥山委員が先ほど言われた、最終の体制をどうするかということについて、奥山先生はそういう気持ちだし、委員によってとりあえずそれぞれ違うということが一つだと思います。

もう一つは、座長代理が言っていたような部分で、今、そこは議論していないのだけれども、いつごろを完成年次、どれぐらいのところを想定して皆さんが最終形をイメージしておられるのかが、ここがきっと共有されていないところでその意見が出ていていると思っています。

一つだけフォローしておくとして、この事実だけで言うと、宮島委員が言われたように資料4にも出ていますけれども、児童相談所と市町村の虐待に関する相談経路を見ると、地域の方々と警察は児童相談所に行く傾向がある。明らかにその傾向があるから、もう一つ、子どもにかかわるような機関、学校とか児童福祉施設は明らかに自分たちでその辺の判断をされて、市町村か県かを分け市町村のほうに多くが行っている。まさにいみじくも、奥山委員がこだわっておられるように、医療機関で真っ二つに分かれているのです。市町村の数と児相の数がほとんどかわらない。そこがきっと医療関係者の戸惑いがあるのかという感じでこの数字を見ていました。

奥山委員。

○奥山委員 医療は重症型がかなり多いのですが、重症ではないものも見ているので、そこで判断が必要になるのです。私が働いている成育医療研究センターの場合は、通告数が多いのでどちらに通告するか判断して通告をしているのですが、そうではない病院が通告する時が問題なのです。

また、通告する側から言わせていただくと、相談所は結構お話中が多いのです。なかなかかかりません。本当はそういうのをなくす方向で窓口をつくらないといけないと思います。また、つながっても、担当はいませんから話を聞いておきますとか言われたりして、通告を専門的に受けて、通告の内容を的確に質問して聞いてくれるトレーニングを受けた人が欲しいと思います。

○山縣座長 それは質の話のところ、きっと非常に重要なところだと思います。大分時間が経過して、あと10分ぐらいしかないのですけれども、次回も今日と同じようなテーマでもう一回やらせていただくということになりますので、今、時間設定もできたら3時間ぐらいという話が出ていますので委員の意向を考えながらそこは調整させてもらうことと、先ほど座長代理と話をしていたのですけれども、このことに関する調査とかデータとかをお持ちの方等について、2団体ぐらいでもし日程調整が可能であれば、30分ぐらい来ていただく。実質的議論の時間は2時間半弱ということになりますけれども、次回もこの形が継続しますということで、残った時間でさらに御意見があればお伺いをしたいと思います。

最後に、恐らく今日は事務局が所在なくて困っているのではないかと。ひたすら聞いていて、いつものようにはほとんど答えることがないというので、何かこれまでの議論で、最後の数分で結構ですので、次回に向けてこういう準備ができると思いますとか、何かあればあるいは感想でも結構ですのでお願いしたいと思います。

座長代理から手が挙がっていますので、どうぞ。

○松本座長代理 次回も今日と同じ兎相の在り方と通告の在り方です。通告の在り方のとき、現状の通告はどうなっているのか、もうちょっと詳しいデータが欲しい。近所で泣き声があると、それでとにかくバツと通告がありましたというのと、例えばいろいろな保健師さんらがかかわっていて、これは虐待ケースとして扱ったほうがいいだろうとして通告してくるケースもあると思うのです。

再通告ということもあるかもしれないし、通告と言われているものの中身に関して、どういうものがどういうところに行っているのかというデータが何かあれば、これは誰が通告してきたかという話はあるのですけれども、その中身、継続ケースなのか何か支援をしていたケースなのか、それとも何かぱっと飛び込んでくるケースなのかという、類推できるようなものでもいいのですけれども、あると通告と言われているものとか、その受け手、何を念頭に置いて議論をしたらいいのかということが、議論が進むような気がします。警察のものが半分あるということは多分指摘にもわかるのですけれども、そのほかの通告の中身、それがもしわかるようなデータがあると事前に送っていただけるとありがたいということです。それは希望です。

○山縣座長 ありがとうございます。

データの追加を可能な限りということで、今、松本委員の中にはなかったのですけれども、かなり難しいとは思いますが、これを都道府県と市町村の重複がどこかのところで取れているならば、実質がどれぐらいなのかですよね。再通告による複数型と市町村との重複型と二重にあるのではないかと考えています。今のように、追加データとか資料が欲しいということも含めて、残った時間、7～8分ございます。

どうぞ。

○熊川委員 先ほど、通告は一つにしたほうがいいというお話も、私も確かにわかるのですけれども、ただ一般の市民の方が通告する場合は一元化があったほうがいいと思います。ただ、例えば小中学校、幼稚園、保育園、こういった行政関係にかかわるようなところについては、市町村が対応する。先ほどお話も出ましたけれども、兎相さんとかかわりよりもこ家セン、要するに市町村のかかわりのほうが強いのです。

浦安市ですとこ家センの中に元校長先生を経験されている方とか、あるいは保育園、幼稚園関係の職員がおりまして、例えば小中学校ですと長期の休みに入る前に学校訪問に行って、相談員と一緒に元校長のコーディネーターが行って、通告を受けるのではなくて、逆に通告前のこういう子どもさんがいるということ聞きに行く。そういったこともやっております。保育園、幼稚園も同じような内容でやっているのですけれども、一元化についてもある程度は賛成なのですけれども、そういった行政関係にかかわるようなところについては、顔の知っている人間に話しやすいというところもあると思いますので、そういったところも少し考えていただければと思います。

○山縣座長 今、「こ家セン」と言われたのは、独自の事業ということですよ。市町村の窓口ではそう呼んでいるということ。

○熊川委員 そうです。こども家庭支援センターなものですから、こ家センと言ったのですけれども、市町村ということですよ。

○山縣座長 児童相談所もそういうところがあるし、児童福祉施設の子家センもあるし。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○奥山委員 統計をきちんとしてほしいということは、大分前から言っていて、法改正の中でもそういう方向性が出ていたのですが、未だに、児相と市町村はどれぐらいかぶっているのかもよくわからないのです。一体、日本の中で通告をされた子どもがどのぐらいあり、虐待と判断されたケースがどのぐらいということがわからないから国際比較もできないという状態なので、是非そのあたりの統計はしっかりと整理をしていただいて、わかるのであれば、オーバーラップのことも含めて実際にどのぐらいの通告が日本の中であるのかということをお願いしたい。

○山縣座長 先ほど来から私もわからなくて困っている部分、それから同じような意味合いで言うと、児童相談所から市町村に通告をするという形の手続をとられているときの一般の情報提供とどう違うのかというのが、個人的にはよくわからないという話です。その辺も含めてデータの整理、前の委員会のほうでも言われていた、より丁寧な体制をつくるためのチャイルドデスレビュー、そういう話も今日は出ていませんけれども、引き続き出ていましたので、その辺の現場の事実をできるだけ的確につかまえるということが必要かと感じました。

どうぞ。

○松本座長代理 これは確認なのですけれども、ここで議論する範囲なのですから、今、児童相談所の業務の在り方ということ考えたときに、特に通告の在り方と機能の分化の在り方ということ考えたときに、機能とは何と何を分けるかということ一つ整理しなければいけませんけれども、どうしても児相以外、児相を取り巻くほかの環境がどうなっているかということも含めて、あるべき像みたいなことを、こういう形で持って行こうということを議論しないと、なかなかまとめられないと思うのです。

そのときに、一つは先ほど言いましたけれども、司法関与の問題、あるいは一時保護とか市町村との関係とか幾つか派生するようところに議論がまた及んで、そこも含めてどうあるべきかとして出していけないと、なかなか難しいように思います。

そういう意味で前回の専門委員会の際に、最初、議論の範囲はどこかというやりとりがあって、記憶ではこれに関連するところは全て議論の範囲に含まれるというお答えもあったと思うのですが、そういう確認でよろしいですかね。それは議論を拡散させるという意味ではなくて、報告をまとめているときにそこも含んで、こういうようなことを条件としてこういう形にするというふうにしなないと、まとまっていかなさうな気がしたので。

○山縣座長 機能分化とか役割分担を考えるとそこをやらないと、今、やっているものが何で出ていくものが何か。よそがやっているもので入ってくるものは何かというところは当然視野に入れながら皆さんは議論をされているという認識に立って、私自身もそういう形で進行していきたいと思っています。

○松本座長代理 わかりました。

○山縣座長 それでは、予定の時間の2分前になってしまいました。次回のことや、今日の感想も含めて、もし事務局のほうから何かあればお願いをしたいと思います。それで申し訳ないのですが、終わりにさせていただきます。

○宮腰児童虐待防止対策推進室長 まず、調査研究のヒアリングの関係は物理的な調整もありますので、また調整をある程度させていただいて、座長等とも御相談をさせていただければと思っています。議論の都合もあるので、できれば多分次回から入れていけたらいいなと思っているのですが、そのあたりはまた調整をさせていただければと思います。

データは幾つか、宿題をいただきましたが、すぐに御用意できるものとできないものがございまして、そのあたりはできる範囲で対応をさせていただければと思っています。

○國松室長補佐 次回の日程につきましては、改めて委員の皆様へ御連絡をさせていただきたいと思っています。本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

○山縣座長 どうもありがとうございました。

あの時計でジャスト5時ですので、終わらせていただきたいと思っています。延びなくてよかったです。

お疲れさまでした。次回、よろしく申し上げます。